

## 農業と農産物・食品をめぐる WTO の最近の動向

一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 研究員  
京極(田部) 智子

### 1. はじめに

1995年に設立された世界貿易機関(WTO)については、その紛争処理制度の成功が主に注目を集めてきた。第2次世界大戦後欧米諸国を中心として形成されてきた世界貿易体制は、自由・無差別を基本として相互に関税引下げを行うことにより資源利用の最適化を図ることで経済発展を推進しようとする GATT 体制を中心に発展を遂げてきた。ウルグアイ・ラウンドの結果成立した WTO 体制では、それまでの規制対象であった物品貿易に加え、サービスや知的財産分野なども新たに規律対象とし、また、事実上の強制管轄権を持つ強力な紛争処理手続を備えるようになり、多くの加盟国が利用し、報告書も多く発出されるようになってきていることから、こうした点などを捉え、この新しい紛争処理制度が当初の期待以上に効果的に運用されてきたと評価されている<sup>1</sup>。しかし、一方で、2001年の開始以来、全く妥結する様相を見せていない「ドーハ・ラウンド」をみて、WTO は「動かない」ものとして見限り、地域貿易主義の流れに乗り換えるべきとの考えのもと、世界各国で精力的に地域経済協力のネットワークが張り巡らされつつあるというも昨今の世界経済の現状でもある。とは言え、WTO 全体を見渡せば、今日の WTO の「機能不全」は、単にドーハ・ラウンド交渉が終結しないという機能不全であり、すでに述べたとおり、紛争処理機能を中心として、それ以外の WTO の機能は当初の思惑通り動いているという評価もある<sup>2</sup>。果たして WTO は現在どのように評価されるべきなのだろうか。

WTO の任務は、WTO 設立協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定)によって規定されている。まず、WTO は「この協定及び多角的貿易協定の実施及び運用を円滑にし並びにこれらの協定の目的を達成する」(第3条1項)ものとされ、これにより、各協定の実施などをレビューする各種の委員会等が設置されることになる。そして、「多角的貿易関係に関する加盟国間の交渉のための場を提供する」(第3条2項)ものとされ、この規定により、WTO の場で、貿易交渉＝ドーハ・ラウンドが行なわれている。さらに、紛争解決了解(「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(DSU)」)や貿易政策検討制度を運用する(第3条3項・4項)。このように、WTO においては、大きく分けて、①交渉の場を提供し、交渉を推進する機能、②協定の目的を達成するために、各種委員会等を設置し協定の実施をレビューするなど、一種の行政的機能、さらに、③紛争処理機能、が置かれている。本稿においては、これら3つの機能について、農業・農産品・食品に関連する部分を中心に検討する。まず、WTO の機能不全を招いたとされるドーハ・ラウンド交渉の現状を概観し、次にあまり普段注目を集めることのない通常の委員会等の行政的機能、そして、農業・農産品・食品に関連する貿易紛争についてみていくこととしたい。

<sup>1</sup> 川瀬剛志「WTO 紛争解決手続の履行問題—手続上の原因と改善のための提言—」RIETI Discussion Paper Series 06-J-023(2006年)2頁。

<sup>2</sup> 荒木一郎「多角的貿易体制は維持できるか：WTO の現状と課題」『国際問題』601号(2011年)、31頁。

## 2. 立法機能：ドーハ・ラウンド交渉の現在<sup>3</sup>

### 2.1. ドーハ・ラウンド概観：農業交渉を中心に

WTO の前身であるガット時代から数えて 9 回目、WTO 発足後は初めてとなる多角的貿易交渉(ラウンド)であるドーハ・ラウンドは、2001 年の交渉開始以来ほぼ何らの結果も出せないまま 10 年以上が経過していたが、2013 年 12 月 7 日、インドネシア・バリで開催された第 9 回公式閣僚会議において、WTO 発足以降初めて全 159 加盟国による合意に達した<sup>4</sup>。しかしながら、今回の部分合意はドーハ・ラウンドで交渉されていたうちのほんの一部でしかなく、多くの分野が未解決のままである。

ドーハ・ラウンドでは、交渉開始当初から様々な場面で対立が先鋭化していた。中心的な交渉分野の一つである農業交渉においては、農業補助金の削減をめぐる途上国と米国とが、関税削減をめぐる日本をはじめとする一部の食料輸入国とケアンズ・グループを中心とする農産物輸出国に米国・EU 等を加えた国々とが対立しており、非農産品市場アクセス(NAMA)交渉では、鉱工業品の関税引下げをめくり、新興途上国市場の関税引下げに強い関心を持つ先進国と開発への特別の配慮を求める途上国とが対立していた。また、ルール交渉においては、ダンピング防止(AD)措置の規律強化を求める日本を中心とする各国とそれに反対する米国との対立が顕著であった。補助金・相殺関税交渉では、新たに漁業補助金規律の明確化や改善のための交渉が行われており、ここでも、ニュージーランドやチリ等を中心とするいわゆるフィッシュ・フレンズと言われる国々が過剰漁獲を抑制する観点から漁業補助金供与の原則禁止を求める一方で、日本・韓国等の漁業国がその一律禁止には反対する姿勢を示していた<sup>5</sup>。また、貿易円滑化交渉では、途上国が一貫して消極的姿勢を示しており、ドーハ・ラウンド交渉は随所で行き詰まりを見せていた。

農業分野の交渉は、ウルグアイ・ラウンドの結果締結された農業協定第 20 条に交渉の継続が予定されていたことから<sup>6</sup>、ドーハ・ラウンド開始前の 2000 年から始まっており、各国が農業交渉提案を提出し、日本も同年 12 月に日本の立場を発表している<sup>7</sup>。ドーハ・ラウンド開始後は、農業交渉もドーハ・ラウンドの一部として全体の終結とともに終結させることとなり、モダリティ<sup>8</sup>を 2003 年 3 月末までに確立する旨がドーハ閣僚宣言に記載され、実質的な交渉が 2002 年から進められることとなった。しかしながら、各国の主張の隔たり

<sup>3</sup> 本章は、拙稿「ドーハ・ラウンド：農業交渉の進展と挫折を中心に」(キヤノングローバル戦略研究所 研究論文【農業政策分野】2014 No. 1)の一部を加筆修正したものである。

<sup>4</sup> 日本経済新聞(夕刊)2013 年 12 月 7 日付第 3 面「WTO、3 分野で合意 ドーハ・ラウンドで初」参照。

<sup>5</sup> 漁業補助金交渉について詳しくは猪又秀夫「WTO 漁業補助金交渉の経緯と論点：2009 年 2 月～2011 年 4 月を中心に」『農林水産政策研究』第 20 号(2013 年)参照。

<sup>6</sup> こうした規定は「ビルト・イン・アジェンダ」と言われ、農業協定第 20 条は以下のように規定されている。

#### 第 20 条 改革過程の継続

加盟国は、根本的改革をもたらすように助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減するという長期目標が進行中の過程であることを認識し、次のことを考慮に入れて、実施期間の終了の一年前にその過程を継続するための交渉を開始することを合意する。

(a) 削減に関する約束の実施によってその時点までに得られた経験

(b) 削減に関する約束が世界の農業貿易に及ぼす影響

(c) 非貿易的関心事項、開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇、公正で市場指向型の農業貿易体制を確立するという目標その他前文に規定する目標及び関心事項

(d) これらの長期目標を達成するために更にいかなる約束が必要であるか。

<sup>7</sup> WTO 農業交渉日本提案 ([http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\\_12\\_teian/zenbun.html](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_12_teian/zenbun.html))。

<sup>8</sup> 「モダリティ(modality)」とは、本来「様式」、「方法」という意味だが、WTO における貿易交渉では、関税率の削減などについて各国共通に適用されるルールのことを指す。

は大きく、2003年2月に農業交渉議長よりモダリティ案が提出されたものの<sup>9</sup>、これに各国が合意することはなく、2003年3月末という期限までのモダリティ確立には失敗している。その後、2003年8月に米・EUによる共同ペーパーが公表され<sup>10</sup>、それまで対立していた二大先進国がある程度の合意を見せたことで、交渉は一步前進したかに思われたが、この米国とEUの途上国抜きの歩み寄りには反発も大きく、途上国側が先進国の農業政策の改革を迫る提案を提出するなど、対立が深まることとなった<sup>11</sup>。そして、同年9月に開催されたカンクン閣僚会議に向けて議論が収斂することはなく、同会議は決裂に終わった。

しかし、翌2004年7月、ようやく、各分野におけるモダリティを決めるための大枠の考え方をまとめた「枠組み合意」が成立した<sup>12</sup>。その後、各分野における技術的な作業や議論が

<sup>9</sup> 農林水産省「WTO農業交渉モダリティ1次案の概要」

([http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\\_01\\_modality/pdf/doha\\_data5.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_01_modality/pdf/doha_data5.pdf)) 参照。

<sup>10</sup> 米・EU共同ペーパーの概要は以下の通り。(農林水産省「農業に関する米・EU共同ペーパーの概要」

([http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\\_01\\_modality/pdf/kankun\\_data7.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_01_modality/pdf/kankun_data7.pdf)) 参照。)

① 市場アクセス

- ・ 関税削減に適用されるフォーミュラは、各要素が市場アクセスの実質的な改善に資するようなブレンド方式とする。  
→○%の品目は、平均○%、最低○%削減；□%の品目は係数△のスイス・フォーミュラ；◎%の品目は無税
- ・ 上限関税を設定、または代償措置
- ・ 特別セーフガード措置(SSG)については引き続き交渉
- ・ 途上国に対する特別かつ異なる待遇の付与

② 国内支持

- ・ 先進国は貿易歪曲の国内支持をウルグアイ・ラウンドより大幅に削減
- ・ もっとも貿易歪曲的な国内支持措置(「黄」の政策)は○～○%削減
- ・ より貿易歪曲性の少ない国内支持措置について新しい枠組みを創設(従来の「青」の政策に替わるもの)
- ・ 直接支払いについては、固定された面積及び収量に基づいて行われること、又は、基準となる生産水準の85%以下の生産について行われること、または、家畜に係る支払いについては、固定された頭数について行われること
- ・ 以上の支持は、実施期間の終わりまでに農業生産総額の5%を超えないこと
- ・ AMSのもとで許容される措置、直接支払い及びデミニミスの合計は2004年時点の合計支持レベルより大幅に少なくなるように設計

③ 輸出規律

- ・ 特定の品目に係る輸出補助金を(○年間で)撤廃、その他の品目の輸出補助金を削減
- ・ 輸出信用についても、輸出補助金と同様の方式で削減

<sup>11</sup> 先進国の大幅な農業保護削減と途上国に対する柔軟性を主張するブラジルやインドなどの主要途上国から成るグループであるG20などが対抗案を提出している。See WTO, AGRICULTURE – FRAMEWORK PROPOSAL, Joint Proposal by Argentina, Bolivia, Brazil, Chile, China, Colombia, Costa Rica, Cuba, Ecuador, El Salvador, Guatemala, India, Mexico, Pakistan, Paraguay, Peru, Philippines, South Africa, Thailand and Venezuela, WT/MIN(03)/W/6 (4 Sep. 2003).

<sup>12</sup> 枠組み合意の概要は以下の通り。(農林水産省「枠組み合意の概要」参照

([http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\\_01\\_modality/waku\\_data2.html](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_01_modality/waku_data2.html)。)

① 市場アクセス

- ・ 関税削減は階層方式とし、高い品目ほど大幅な引き下げとする
- ・ 重要品目(センシティブ品目)は、別の取り扱いとし、その数等は今後の交渉による。重要品目については、関税割当の拡大との組み合わせで市場アクセスの改善を図る
- ・ 上限関税設定についてはさらなる検証が必要

② 国内支持

- ・ すべての貿易歪曲の国内支持は階層方式により削減
- ・ 貿易歪曲的補助金が多い国ほど大幅な削減を約束
- ・ 貿易歪曲的補助金については、品目ごとに上限を設定する

③ 輸出競争

- ・ 輸出補助金について、期日を設けて撤廃
- ・ 輸出信用など輸出補助金的性格をもつものは、輸出補助金と同様の扱い

④ 途上国への配慮等

- ・ 途上国の重要品目(特別品目; Special Products)の選択及び取り扱いについては今後の交渉によって確立
- ・ SSM(途上国向け特別セーフガード)は途上国の利用のために確立される
- ・ 後発開発途上国については、特別かつ異なる待遇

進められ、2005年12月に行なわれた香港閣僚会議では、農業交渉のモダリティを2006年4月末までに確立することが決定されたが、その後の交渉は容易には進まず、予定通りモダリティを確立することはできなかった。さらに、2006年7月に行なわれた非公式閣僚会合においても調整が不調に終わったことから、ラミーWTO事務局長(当時)はラウンド交渉中断を宣言するに至った。しかし、その後翌2007年1月頃から交渉が再開され、農業分野に関しては、同年7月、1回目のモダリティに関する議長テキストが提示された。そして、2008年初から各国が精力的に議論を行ない、議長テキストも3回にわたり改訂され、同年7月の非公式閣僚会合で議長テキスト3訂版を議論するということになり、交渉が妥結へと大きく近づいたのである。

## 2.2. 2008年夏の合意失敗の理由

交渉開始後7年目にしてようやく主要交渉分野である農業とNAMAにおいてモダリティ案を提示して臨んだこの2008年7月会合については、その開始前には妥結への期待感があったという<sup>13</sup>。しかしながら、本会合での交渉は決裂し、それ以降の交渉の膠着状態の元凶となった。

なぜ会合は崩壊したのだろうか。直接的な要因は、途上国特別セーフガード制度(SSM)について合意に至れなかったことにあった。すなわち、インドと米国の双方がラミー事務局長が提示した調停案を呑めず、最終的には非難合戦に陥ったとされる<sup>14</sup>。そして、このような先進国と途上国間の対立のみならず、途上国の中でも、ウルグアイ、パラグアイといった農産物輸出国はSSMの規律の強化を主張しており、途上国内での対立も顕著となっていた。同じ途上国といっても、開発の観点から国内の零細農家を保護するために効果的な安全弁を導入したいとする輸入国と、同様に開発の観点から農産物の輸出拡大により経済発展を図ろうとする輸出国とがまた対立したことで、途上国の開発に資するためのラウンド交渉をいっそう複雑化したと言える<sup>15</sup>。また、SSMを真に途上国の脆弱かつ貧困な農家への安全弁として講じるのか、それとも開発途上における急激な自由化に対処するためのあくまでも「緊急避難措置」として講じるのかについて、先進国・途上国間、また、途上国間の間でも合意がないまま来てしまったことが、本会合におけるSSMに関する議論決裂の一要因であったと考えられよう。

だが、それ以外にも、交渉決裂の要因として、交渉の進め方や農業分野以外における交渉の進捗状況など、様々なものがあつたと考えられる。まず挙げられるのは、本交渉が開始当初から「ドーハ“開発”アジェンダ」として開発途上国の利益拡大に資するものとし

<sup>13</sup> “Geneva Mini-Ministerial: ‘Now and Never’ For real This Time?,” BRIDGES DAILY UPDATE (ICTSD), July 21, 2008. 2008年は、秋には米国の大統領選が控えており、またその他の国々においても政権交代が予想されていたため、この交渉を逃すと当面は実質的な交渉が進捗しないことが予測されていた一方、農業・NAMAでモダリティ案がかなり確固たる形で提示されており交渉の焦点が絞られたと考えられたため、交渉の進め方次第では妥結するのではないかという感覚が交渉担当者にはあつたとされる。

<sup>14</sup> インドがこのように強く主張した点については、インドの交渉担当者であつたナート(Nath)商工相の政治的パフォーマンスもあつたとみる論者もある。Wolfeによれば、2008年12月に予定されていた選挙のため、ドーハ・ラウンドがインドの利益になることを示す必要があつたという。See Robert Wolfe, *Sprinting during a Marathon: Why the WTO ministerial failed in July 2008*, 44 J. WORLD TRADE 81 (2010), 113-114. 2009年5月末にインド商工相がシャルマ(Sharma)大臣に交代した後は、ラウンドを建設的に進めるべく、インド主催による非公式閣僚会合が同年9月に開催されている。

<sup>15</sup> 水野亮「混迷するドーハ・ラウンド～ジュネーブ非公式閣僚会合の決裂と今後の見通し～」JETRO WTO/FTA Column, Vol. 052, 2008/10/17.

て位置づけられていたにもかかわらず、随所で途上国軽視の姿勢が見られたということだろう<sup>16</sup>。すなわち、実質的な交渉の行方が、約 40 カ国という少数国によるグリーン・ルーム会合、さらにその中でも主要 7 カ国(米、EU、日本、ブラジル、インド、中国、オーストラリア)に委ねられてしまったことは、WTO 加盟国の 4 分の 3 を占める途上国の不満を高めるのに十分であった<sup>17</sup>。そして、ラミー事務局長が提案した調停案もまた、途上国を納得させるに十分なものではなかったと言える。こうした途上国の不満は、米国・EU という本来率先して自由貿易を標榜しそれに資する行動をとり交渉を牽引していつてしかるべき二大先進国が保護主義に徹したことにも向けられた。すなわち、これらの国々は、自国と競争的立場になり得る新興開発途上国の野心を打ち砕き自国のみを利するような交渉結果を手に入れることだけに腐心したと思われたのである<sup>18</sup>。

また、こうした途上国の不満は、米国がなかなかクビを縦に振らない綿花補助金の削減問題にも向けられていた<sup>19</sup>。途上国問題を重視する論者の中には、交渉決裂の直接の原因となった SSM よりも、綿花保護を中心とする農業保護問題をめぐる発展途上国と米国との対立をそのより本質的な要因とみる者もいる<sup>20</sup>。米国は、中国をはじめとする綿花輸入国による農産品関税の削減を自国の綿花補助金の削減の条件としており<sup>21</sup>、また、農業に関する全体のモダリティが決定されなければ綿花補助金削減問題について議論はできないと主張していた<sup>22</sup>。2004 年に綿花を中心とする農業補助金についてのブラジルからの訴えに敗訴した米国<sup>23</sup>にとっては、SSM 問題解決の暁には交渉の俎上に確実に乗せられていたはずの農業補助金削減問題に触れさせるのを避けるために、SSM を契機とする交渉決裂は実は非常に都合のよいものであったと見ることができよう<sup>24</sup>。

第二に、SSM で決裂した農業交渉以外においても問題が噴出していたことが挙げられる。まず農業とともに本会合における交渉分野であった NAMA においては、分野別関税撤廃・調和(いわゆるセクトラル)についてアメリカと中国が厳しく対立していたとされる<sup>25</sup>。セクトラルとは、対象分野を特定し、その範囲にある品目の関税の撤廃や大幅な削減を目指すものである。各国の関心に応じた自主的な参加によるものとされており、対象分野ごとに当該対象分野の関心国同士が関税の撤廃・大幅引下げ等について議論しているものだが、米国は、会合において中国、ブラジル、インドなどに対して最低 2 分野への参加を求めたとされる。一方、途上国は、セクトラルへの参加はあくまで自主的(voluntary)なものとし

<sup>16</sup> Raj Bhala, *Doha Round Schisms: Numerous, Technical, and Deep*, 6 LOYOLA UNI. CHICAGO INT'L L. REV. 5, 150-163 (2009).

<sup>17</sup> Faizel Ismail, *An Assessment of the WTO Doha Round July-December 2008 Collapse*, 8 WORLD TRADE REV. 579 (2009). Ismail は在ジュネーブ南アフリカ WTO 代表部大使である。

<sup>18</sup> *Id.*

<sup>19</sup> 「綿花問題」は、綿花生産が主要産業であり外貨獲得手段でもある西アフリカ 4 カ国(ベナン、ブルキナ・ファソ、チャド、マリ)が、農業交渉において、綿花輸出先進国の莫大な国内補助金による安価な綿花輸出によって自国経済発展が阻害されているとして、先進国による綿花輸出に対する補助金の撤廃等を求めたことに端を発する問題で、多くの途上国・先進国から支持を受けていたが、世界最大の綿花輸出国である米国が強く反対していた。

<sup>20</sup> 吾郷健二「一次産品問題としての綿花再登場の意味」『西南学院大学経済学論集』43 巻 3 号(2008 年)、Martin Khor, *Behind the July Failure of the WTO talks on Doha*, ECONOMIC & POLITICAL WEEKLY, August 16, 2008.

<sup>21</sup> 水野、前掲注 15 参照。

<sup>22</sup> ICTSD, *The Trade Round that Refuses to Die*, NEWS AND ANALYSIS Volume 12, Number 4, August 2008.

<sup>23</sup> United States – Subsidies on Upland Cotton (DS267).

<sup>24</sup> See Rick Jonasse, *The Doha collapse: Time to get agriculture out of the WTO*, Food First Policy Brief No. 15(August 2008).

<sup>25</sup> 水野、前掲注 15 参照。

て、米国提案に反発し、NAMAにおいても議論がまとまる状況ではなかった<sup>26</sup>。

さらに、本会合では議題とならなかったルール交渉やシグナリング会合<sup>27</sup>のみが行われたサービス交渉においても様々な対立があり、全体としてラウンドが妥結へとまとまる様相はみられなかったと言える。

その後、2008年12月には第4次改訂議長テキストが提示され、G8サミットやG20サミットなどの場でドーハ・ラウンド妥結へのコミットメントは表明されてはいたが、具体的な議論は進まず、2009年11月末に行われた第7回閣僚会議でも事態は進展することなく終わった。その後、ラウンド終結に向けて「2011年が極めて重要な『絶好の機会』(“2011 will be a critically important ‘window of opportunity’”)<sup>28</sup>」とされ、集中的に交渉が行われたが、2011年末に開催された第8回閣僚会議では、加盟手続きの簡素化などのいくつかの後発開発途上国(LDC)に対する支援強化策、ロシア等の加盟受諾、政府調達協定の改訂などを採択し、停滞しているドーハ・ラウンドについては、「交渉は袋小路にあり」、「近い将来」の包括的妥結は困難であるとする議長声明を発表してその3日間の日程を終えて閉幕した。閉幕後の記者会見においてラミー事務局長は、ドーハ・ラウンドは「頓挫している」と明言した上で、LDCをはじめとする開発途上国への支援強化といった先行合意で「小さなステップ」を踏み出すべきだと主張し、こうしたステップが一括合意に向けた糸口になることを期待するコメントを出したとされる<sup>29</sup>。また、ドーハ・ラウンドの膠着状態とリーマン・ショック以降の世界経済の景気の低迷を受けて、各国がWTOを通じての多角的貿易体制ではなく、2国間や地域間の自由貿易協定にその重心を移していることについても、ラミー事務局長は「今に始まったことではない」と述べながらも、世界経済の低迷を受けて、輸出拡大によって自国の景気を下支えしようとする考え方が先進国を中心に強まっていることの裏返しであると指摘したという<sup>30</sup>。

その後も2012年1月のダボス会議(世界経済フォーラム年次会議)の際や同年5月のOECDにおける会合の際に非公式閣僚会合が行われ、ジュネーブでも作業は進められていたものの、ラウンド終結への目立った動きはなかった<sup>31</sup>。

### 2.3. 2013年バリ閣僚会議とドーハ・ラウンドの未来

2011年末の閣僚会議で包括的な妥結を諦めた一方で、ドーハ・ラウンドに対する「新しいアプローチ」として、現実的かつプラグマティックに作業を進めるべきとの共通認識の下、いくつかの分野では多少の進展が見られるようになった<sup>32</sup>。そのうちの一つが貿易円滑化交

<sup>26</sup> 同上。

<sup>27</sup> シグナリング会合は、リクエスト・オファー方式をとるサービス交渉において、各国の交渉に関するスタンスの確認と今後の交渉に向けて改善点を示唆し合うものであった。閣僚会合後に行われた貿易交渉委員会では、多くの加盟国の支持を得た議長報告書がテイクノートされているが、現状としては、サービス分野をセンシティブなものとしている開発途上国と先進国との間の対立が根強く残っていると言える。外務省サービス貿易室「WTO サービス交渉(概要)」(平成22年3月)参照。

<sup>28</sup> 「2010年APEC閣僚会議 ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の進展及び保護主義の抑止についての声明(“Statement on Advancing WTO Doha Development Agenda Negotiations and Resisting Protectionism, The 22th APEC Ministerial Meeting (Yokohama, Japan (10-11 November 2010),” available at [http://www.mofa.go.jp/policy/economy/apec/2010/docs/ammstatement2010\\_e01.pdf](http://www.mofa.go.jp/policy/economy/apec/2010/docs/ammstatement2010_e01.pdf))」。

<sup>29</sup> 毎日新聞「WTO公式閣僚会議 多角的交渉断念する声明発表し閉幕」2011年12月19日付大阪朝刊。

<sup>30</sup> 同上。

<sup>31</sup> なお、LDCの加盟促進については、2012年7月の一般理事会でその加盟手続きの簡素化で合意している。

<sup>32</sup> 経済産業省『2013年版不正貿易報告書—WTO協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策』(2013

渉である。これについては 2012 年 4 月の G20 貿易大臣会合において他の交渉分野とリンクさせずに交渉を進めることで一致し、事実上の貿易円滑化協定案である統合テキスト案についてだぶ議論が進んでいた。また、複数国間協定である情報技術協定(ITA)の改訂や関心国の間で進められている国際サービス協定についての交渉も進んできていた<sup>33</sup>。

こうした中、なかなか進まないと思われていた農業分野においても、新興途上国を中心とする途上国グループから新たな提案が出された。一つは、ブラジルが中心となって提案された関税割当の運用などに関する提案であり、もう一つはインド主導で提案された食料安全保障に関連する提案である<sup>34</sup>。

そして、2013 年 9 月、それまでのラミー事務局長に代わり、ブラジル駐 WTO 大使であったアゼベド氏が新しい事務局長として就任した。途上国の圧倒的支持を得て選出された同氏はドーハ・ラウンドの解決を最優先課題とすると言明し<sup>35</sup>、同年 12 月の第 9 回バリ閣僚会議で何らかの成果を出すべく精力的に活動していた。もちろん、この時期から、ドーハ・ラウンド継続のためにも、WTO 全体の信頼性維持のためにも、このバリで何らかの成果を出すことが必要との認識は各国で共有されており<sup>36</sup>、成果として出せる可能性があるものとして、上記の貿易円滑化分野、農業分野、途上国問題が挙げられていた。そして、各国とも WTO 事務局があるジュネーブでの交渉を重ねていたが、閣僚会議前最後の会合であった一般理事会後の記者会見において、アゼベド事務局長は、「(大使級のジュネーブでの交渉では)[部分]合意には失敗した」と述べ、バリ閣僚会議での何らかの合意は絶望的と見られていた<sup>37</sup>。

「バリ[部分]合意」を目指して交渉が進んでいた主な提案は以下の通りである<sup>38</sup>。

#### 農業分野

- ・ **食料安全保障提案**：2012 年 11 月に G33(インド、インドネシア、フィリピン等を中心とする途上国についての柔軟な扱いを求めるグループ)から提出された、備蓄や国内食糧援助のために低所得農家から食料を買い上げるための政府の支払いを補助金削減義務の対象外とする提案。主たる提案者であるインドは、人口の約 3 分の 2 に対して基礎的な食糧援助を行なうことを目的とする食糧安全保障法令の制定を念頭に置いており<sup>39</sup>、これが WTO 協定違反とにならないようにしたいという目論見があった。本提案について最も問題となっていたのは、紛争解決手続の対象とならない期間(いわゆる「平和条項」)をどれくらいに設定するのかということだった。米国等先進国は、インドのそうした措置が恒久化されることのないよう、平和条項の期間をなるべく短く設定することを主張し、また、インドが行う国内への食糧援助が実質的に輸出補助

年)820 頁参照。

<sup>33</sup> 中川淳司『WTO 貿易自由化を超えて』(2013 年、岩波書店)199-200 頁。

<sup>34</sup> See “Trade Ministers To Prepare For Bali Ministerial At World Economic Forum,” INSIDE U.S. TRADE Vol. 31, No. 4 (January 25, 2013).

<sup>35</sup> 日本経済新聞「WTO 次期事務局長「閣僚会合で信頼築く」「ドーハ」最優先」2013 年 5 月 9 日付夕刊。

<sup>36</sup> See “WTO Members Stress Need To Reach Outcomes By Next Ministerial,” INSIDE U.S. TRADE Vol. 30, No. 49 (December 14, 2012).

<sup>37</sup> 日本経済新聞「WTO 「部分合意は失敗」 事務局長 閣僚会議への進展探る」2013 年 11 月 27 日付朝刊。

<sup>38</sup> See ICTSD, *BRIDGES NEGOTIATION BRIEFING: An ICTSD guide to the proposed Bali package*, available at <http://ictsd.org/downloads/bridgesweekly/bridgesweekly17-40.pdf>.

<sup>39</sup> 2013 年 9 月施行(The National Food security Bill, 2013)。

金として機能しインド産のコメや小麦が輸出に回されることで、結果的に世界の食糧市場に悪影響を及ぼすことを懸念していた。ジュネーブの交渉段階では、平和条項については、第 11 回閣僚会議までの 4 年間(2017 年)とすることで決着を見た。しかし、恒久的な措置として WTO 規律からの例外を求めていたインドは、この決着には強く不満を持っていた。

- ・ **関割運用提案**：2012 年 9 月に G20(ブラジル、インド、中国等、先進国の農業補助金の大幅削減と途上国への配慮を求める主要途上国によるグループ)から提出された、関税割当枠の透明性の確保や運用法の規律強化に関する提案。主に先進国の設ける関税割当枠が充足されていない場合にそのアクセスを高めるよう求めるものだったが、同様の状況にある中国のような途上国に同様の義務が課されないことについて米国などが難色を示していた。結局、当該規律は 6 年間先進国のみ適用されることとなり、6 年後の離脱を可能とし、更に、6 年後(2019 年)に行われる第 12 回閣僚会議で関割運用規律についてのレビューを行ない、その時点での途上国への適用も可能とすることで妥協が成立した。
- ・ **輸出競争提案**：G20 から出された提案であり、先進国の輸出補助金の廃止を提案したものの。提案国であるアルゼンチンなどは、2013 年末までの先進国における 50%の輸出補助金の削減を提案し、輸出補助金を持つ米国、EU が強硬に反対していたが、政治的なコミットメントを約束する文案に落ち着いた。すなわち、加盟国は、同等の効果を持つ全ての形態の輸出補助金及び関連規律についてのパラレルな廃止に向けて「できうる限り最大限行う」ことを確保すること、輸出補助金のレベルをその約束よりも相当程度低く維持すること、同等の効果を持つすべての輸出関連措置の利用について同様の規律が維持されること、などが約束された。

### **貿易円滑化協定案**

貿易円滑化交渉は、当初いわゆるシンガポール・イシューの一つとして議論されていたが、一部の途上国からの強い反対を受けて 2003 年にシンガポール・イシュー全体の交渉開始が先送りされた後、2004 年に貿易円滑化のみ交渉が開始されて交渉が続いてきたものであり、実際にモノを取引する(輸出入を行なう)際の障害を可能な限り取り除き、税関手続を始めとする貿易関連の手続を透明化・迅速化することで貿易をより活発にしていくことを目的としている。例えば、途上国に対し輸出を行なう際に、税関での手続きで賄賂を要求されたり、日によって異なる書類を要求されたり、税関通過までに不当に時間がかかったりするようなトラブルをなくすためのルールを設定していくことで、貿易関連コストを下げ輸出入業者にもメリットを生み、手続の透明性が確保されることにより先進国から途上国への投資が促進されたり、政府としてもその事務手続の効率が図れる等、貿易にかかわる者全体に利益をもたらすものとされる。

これまでの交渉では、2009 年に事実上の協定案である統合テキスト案がまとめられ、議論が続けられてきており、第 1 部で貿易規則の透明性を高めるための規定や輸出入手続きの簡素化・迅速化に関する規律などが規定され、第 2 部で途上国・LDC(後発開発途上国)に対する S&D(特別かつ異なる待遇)が規定されている。第 2 部における途上国の取り扱いについては、先進国からの技術支援や資金援助を何らの義務を負うことなく取り付けたい途上国と、技術支援等を行なう限りはやはり何らかの一定の義務を当然負わせ



たいと考える先進国との間で相当な議論が交わされたが、最終的には LDC も折り合い、先進国からの資金援助等と引き換えに途上国が一定の義務を負うことで合意した。しかしながら、ジュネーブでの交渉の最終段階になって、農業分野での成果に不満を持ったインドが強硬に反対をし始め、アルゼンチンやブラジルなども同様の態度をとり始めていた。

### 途上国/LDC 対策

ドーハ・ラウンドが当初「ドーハ開発アジェンダ」と名付けられたように、途上国対策はドーハ・ラウンドにおいて重要な問題であった。より効果的な S&D を求める途上国側と、貿易自由化推進の観点から長期間にわたって途上国に対して特別な扱いをすべきではないと考えていた先進国側とで対立があったが、S&D についてのモニタリング・メカニズムを設けること、LDC に対する無税無枠供与については、先進国ができる限り拡大することが奨励される旨の規定を置くこと、等が合意された。

アゼベド事務局長は、ジュネーブで行なわれた 2013 年 11 月 26 日の一般理事会において、バリ閣僚会議を「交渉のための閣僚会議とすることはしない」と述べた上で、「合意は間近ではあったが、合意文書をバリ閣僚会議に持ち込むことはできず、会議では交渉は失敗に終わったと報告する」と述べていた<sup>40</sup>。しかし、一方で、この合意の失敗は、「南北問題でもなく、時間がなかったからというわけでもない。問題は非常に特定の局所的なものであり、[政治的な]意思さえあれば解決可能なものであった」と述べて、閣僚級での政治的な打開に期待を寄せていた。バリ閣僚会議では実質的な交渉はしないとしていたアゼベド事務局長の弁に対し、EU やブラジル、中国などは、バリでも交渉を続けるべきであるとの意見を表明した。一方、米国は、バリでの交渉妥結については懐疑的であり、ジュネーブの交渉において合意できなかったことにより、ドーハ・ラウンドの終結に向けての「一世一代の好機を逃した可能性がある」と述べていた。

しかしながら、バリ閣僚会議においては、精力的にアゼベド事務局長が各国との協議を進め妥協点を探った結果、ほぼ原案通りの合意が行われた。食料安全保障提案については、閣僚会議開始後も措置の恒久化を求めてインドが強硬な姿勢を崩さなかったが、結論として、閣僚宣言では、4 年の猶予期間を設け(すなわち、2017 年の閣僚会議まではインドの補助金が WTO 紛争解決手続に訴えられることはない)、その間及び将来も協議を継続することを規定、また、こうした補助金が「他の加盟国の食料安全保障に対し悪影響を与えない」ことを確保する旨を明記することにより、先進国の懸念にも対応する形とされた。そして、農業分野で合意に達したことでインドも貿易円滑化分野に対する態度を軟化させ、これについても合意を取り付けた。なお、閣僚会議の最終段階において、米国によるキューバ経由の貨物の差別的取扱いに不満を持っていたキューバがボリビア、ベネズエラ、ニカラグアからの支持を得て貿易円滑化協定案に反対の意を示したが、結局、閣僚宣言に、貿易円滑化協定に関しては、ガット第 5 条(通過の自由)についての無差別原則を再確認する旨の文言が挿入されて決着した。

このキューバの土壇場での反対により、閣僚会議の日程は 1 日延長されたが、アゼベド

<sup>40</sup> WTO 2013 NEWS ITEMS: “We cannot tell the world that we have delivered” Azevedo warns last pre-Bali meeting, available at [http://www.wto.org/english/news\\_e/news13\\_e/gc\\_rpt\\_26nov13\\_e.htm](http://www.wto.org/english/news_e/news13_e/gc_rpt_26nov13_e.htm).

事務局長が締めくくったように、本閣僚会議では、「WTOにおける18年の歴史において初めて」加盟159カ国すべてでの合意に成功したのである。

今回のバリ合意により、WTOがその信頼を全く失うという最悪の事態は免れた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが全体として終結しないという事実は、近年先進国を中心に形成されている地域自由貿易協定からの途上国の除外という形で、ラウンドがその明確な目標として設定していた開発途上国への利益に多大な影響を与えていると考えられるし、ドーハ・ラウンドを終結させないことには、新たなアジェンダを設定して新たなラウンドを始めることも難しい。更には、交渉機能が正常に機能しないことで、WTOの他の機能、紛争処理機能などにも悪影響を及ぼし、各国の「WTO離れ」が進み、WTO全体の信頼性を損なう可能性もある。

「自由・無差別」を基本理念とするWTO体制の最大の利点は、最恵国待遇原則に基づいて、関税引下げ等の交渉の成果が全加盟国に均霑することにある。WTOの目指す自由貿易体制が世界全体において均衡のとれた経済発展を目的とするのであれば、やはり、目指すべきは、「ドーハ開発アジェンダ」として開発への配慮を当初の明確な目標として設定していた本ラウンド交渉の、十分な途上国対策を含めた全体としての妥結である。バリ閣僚会議でモロッコ大使が述べたように、このバリでの部分合意は、決してゴールではなく、始まりにすぎない。閣僚会議宣言では、まだ合意していないドーハ・ラウンドにおける交渉分野について、1年以内に明確な作業計画を立てていくとしている<sup>41</sup>。今後、ラウンド終結へ向けてどう動いていくのかは、日本を始めとする各国の政治的努力に係っていると見えよう。

### 3. 行政機能：通常委員会の働き

WTOの活動については、前章で述べたような「ドーハ・ラウンド交渉」や次章で述べるような「紛争処理機能」が注目を集めているが、WTOで行なわれていることはそれだけではない。WTOにおいては、まず、最高意思決定機関である閣僚会議が置かれており、2年に一度開かれることとなっているが(WTO設立協定第4条1項)、閣僚会議が開かれない間は一般理事会がその任務を遂行することとなっている(同2項)。そして、その下に物品、サービス、知的財産権についての3つの理事会が置かれており(同5項)、そのさらに下に各種委員会・作業部会等が設置されている(同6項・7項)。本章では、あまり普段は注目を集めることのない通常の理事会・委員会機能について、農業関連に絞って紹介することとしたい。

#### 3.1. TRIPS 理事会

TRIPS 理事会は、WTO 設立協定によりその設置が規定され、各国の協定実施のレビュー、TRIPS 協定と生物多様性条約の関係に関する議論、公衆衛生に係るドーハ宣言関連のレビューなどを行なっている。農業や農産品・食品との関連で言えば、地理的表示に関する議論が行われているのも、TRIPS 理事会である。地理的表示とは、生産地の表示がその生産地の地理的な要素に由来する商品の品質や評判を想起させるものであり、TRIPS 協定

<sup>41</sup> WTO, BALI MINISTERIAL DECLARATION, adopted 7 December 2013 (WT/MIN(13)/DEC/W/1/Rev.1), available at <https://mc9.wto.org/system/files/documents/decw1r1.pdf>.

のもとで保護が規定されている(TRIPS 協定第 22 条)。そして、ワインと蒸留酒についてはより強力な保護が与えられるよう追加的保護が規定されている(TRIPS 協定第 23 条)。地理的表示については、ドーハ・ラウンドにおいて、①ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度について交渉すること、②追加的保護の拡大について交渉すること、が決められており、交渉が進められてきたが、2011 年 4 月に出された交渉議長報告書においていずれも各国の立場の隔たりが大きいことが示された以降、議論は進展していない。なお、①については、地理的表示の保護を強化したい EU 等が通報した地理的表示については一定期間後に登録され、制度参加の有無にかかわらず全加盟国で法的保護を受けるべきと主張したのに対し、日本・米国・カナダ・豪州等は、過度に加盟国に負担がかかる制度には反対で、参加や国内での法的効果は各国が決定すべきとして対立している。また、②については、EU 等が対象産品に制限を設けずに地理的表示の保護を拡大すべきとしたのに対し、米国・豪州・ラ米諸国などは、対象産品の拡大に反対している、という状況である。

### 3.2. 農業委員会

農業委員会は、農業協定第 17 条により設置が規定されている。その任務としては、加盟国の通報に基づくウルグアイ・ラウンドでなされた約束の実施の進捗状況の検討である(農業協定第 18 条)。具体的には、加盟国による通報(新たな国内助成措置や既存措置の修正等も通報される)についてのレビューを行なう(第 18 条 2 項・3 項)。さらに、関連する問題も個別に提起することが可能である(第 18 条 6 項)。例えば、2013 年には、3 月、6 月、9 月に農業委員会通常会合が行われているが、その中で 137 の通報がレビューされており、合計 175 の質問が各国から出されている<sup>42</sup>。その内訳としては、77%が国内助成に関するもの、20%が市場アクセスに関するもの、3%が輸出補助金に関するものとなっている<sup>43</sup>。また、関連する個別問題に関しては、2013 年の会合においては、5 カ国により、17 の個別問題について質疑応答がなされた。そのうち 4 つの問題については、2013 年になって初めて提起され議論された問題であったが、残りの 13 の問題については、以前より提起され議論されていた事項であり、そのほとんどが国内助成に関するものであった<sup>44</sup>。例えば、ニュージーランドは、カナダの酪農政策について、2013 年の 3 回の会合いずれにおいても何らかの質問を行なっている。内容としては、新しい制度の内容の詳細な情報を求めたりするものではあったが、質問の際には、明確に、「カナダの新制度が[酪農品の]輸入を阻害するのではないかと懸念している」と述べており、このように、農業委員会で議論される問題については、場合によっては、貿易紛争に発展するような事項も含まれていると考えられる。その意味では、紛争解決手続に訴える前に、このように委員会で問題点の明確化や情報の更なる公開を求め、問題について何度か議論を重ねることで、いくつかの紛争の火種を摘んでいると言いうるのかもしれない<sup>45</sup>。

<sup>42</sup> WTO, Report (2013) on the Activities of the Committee on Agriculture: Report by the Chairperson, G/L/1044 (7 Oct. 2013), paras. 3-4.

<sup>43</sup> *Id.*

<sup>44</sup> *Id.*, para. 5.

<sup>45</sup> この点については、どのような問題が農業委員会で何回議論されたか、また、農業委員会で議論された問題についてどの程度の議論がなされた問題が紛争解決手続に訴えられたのか等、統計的な調査も含めて更なる考察が必要と考えており、今後の検討課題としたい。

### 3.3. SPS 委員会

SPS 委員会の設置は、SPS 協定第 12 条に規定されており、その任務は、加盟国同士の「協議のための定期的な場」を提供し、協定の実施及び[この]協定の目的の達成のために必要な任務を遂行する」とこととされる(同条 1 項)<sup>46</sup>。SPS 委員会は通常年 3 回程度開催され、各国から行われる SPS 措置の通報のレビューなどが行われる。また、SPS 委員会は、「特定の衛生植物検疫上の問題について、加盟国間の特別の協議又は交渉を奨励し、及び促進する」とこととされ、これを根拠として、会合において、「特定の貿易上の関心事項(Specific Trade Concerns: STCs)」が議論される。これは、通報によって知らされた措置や既存の措置について、自国の貿易に影響があると考えるときに、会合において「特定の貿易上の関心事項」として懸念を表明し、該当加盟国に対して説明を求めることができるものである<sup>47</sup>。この STCs は、紛争解決手続に問題を持ち込む前に貿易問題について SPS 委員会において話し合うべきであるという意見から、第 6 回会合以降議題として必ず設置されるようになった<sup>48</sup>。

図 3-1 SPS 委員会における STCs 提起事項数の推移

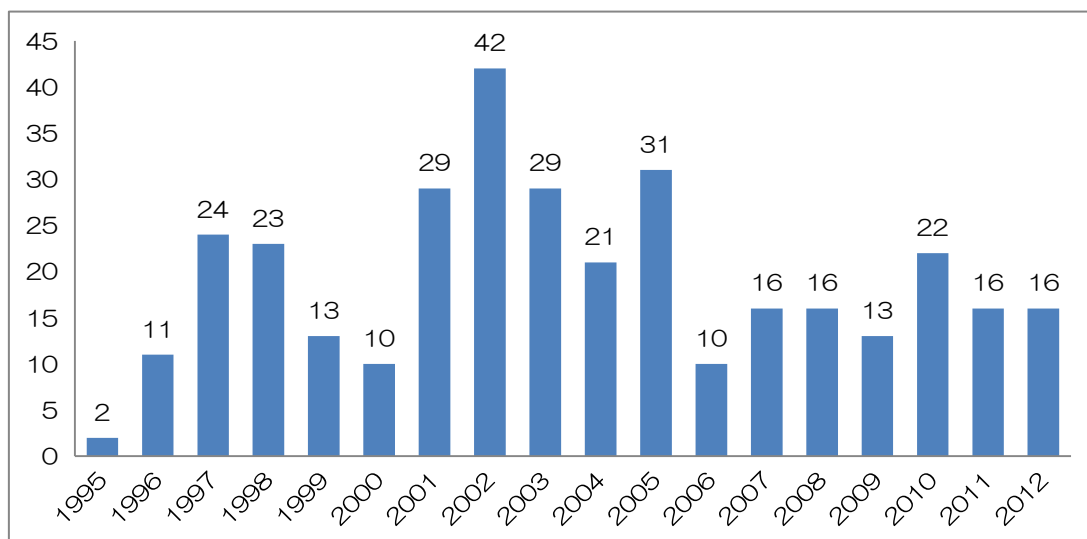


図 3-1 は 1995 年から 2012 年までに SPS 委員会に提起された STCs の事項数の推移だが、全部で 344 の関心事項が表明されている。また、図 3-2 はその内訳を示しているが、全提起事項のうち 40%が動物衛生に関するものとなっている。

<sup>46</sup> SPS 協定の実施と SPS 委員会の機能について、Andrew Lang and Joanne Scott, *The Hidden World of WTO Governance*, 20 EUR. J. INT'L L. 575 (2009); 内記香子「SPS 委員会の機能と役割—WTO における遵守確保の多様化に向けて」山下一仁編著『食の安全と貿易—WTO・SPS 協定の法と経済分析』(日本評論社、2008 年)参照。

<sup>47</sup> 以下の STCs の数字等については、事務局が毎年まとめている STCs に関する報告書の 2013 年版(WTO, Specific Trade Concerns Note by the Secretariat, G/SPS/GEN/204/Rev. 13 (26 Feb. 2013))に拠る。

<sup>48</sup> See WTO, Summary of the Meeting held on 29-30 May 1996 Note by the Secretariat, G/SPS/R/5 (9 July 1996), para. 28.

図 3-2 STCs の内訳

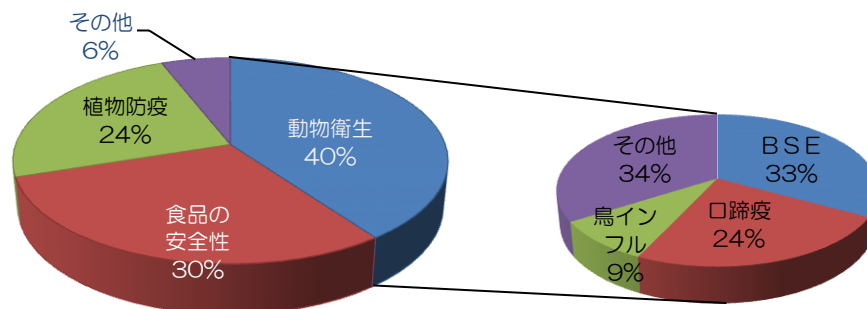


表 3-3 STCs 被提起国の内訳

国名	数
対 EU	67
対米国	40
対日本	27
対中国	20
対豪州	16
対ブラジル	14
対インド	8
その他	152
計	344

表 3-3 は、どういった国に対して STCs が表明されたかというもののだが、EU、米国、日本、豪州などに対する懸念の表明が多く、こういった先進国において、輸出国が遵守が難しかったり遵守に際して問題が起こりそうな SPS 措置が多く維持されているということが分かる。

SPS 委員会における STCs については、関係加盟国により問題が解決されたかどうかについて通報がなされている。事務局が公表した資料によれば、2012 年末までに協議された 344 件中「解決(resolved)」又は「部分的に解決(partially resolved)」に至った案件は 119 件とされ、全体の約 35%の案件について何らかの解決がもたらされていることが分かる。例えば、EU のアフラトキシン含有基準の問題については、1998 年から議題に上がり、のべ 11 カ国から問題とされ、委員会会合において 10 回以上にわたり議論された結果、2004 年に最終的に解決された旨の通報がなされている。また、日本に対して表明された STCs としては、農産物検疫事件やリンゴ検疫事件は、SPS 委員会で議論された後紛争解決手続に持ち込まれそこで最終的に解決されているが、ブラジルからのマンゴー輸入解禁要請については、長年の二国間における懸案事項であり、SPS 委員会においても議論されていたが、紛争解決手続に持ち込まれることなく、2005 年に解決が報告されている。なお、もっとも最近、日本が関係した STCs としては、2013 年 10 月の SPS 委員会において、韓国が東京電

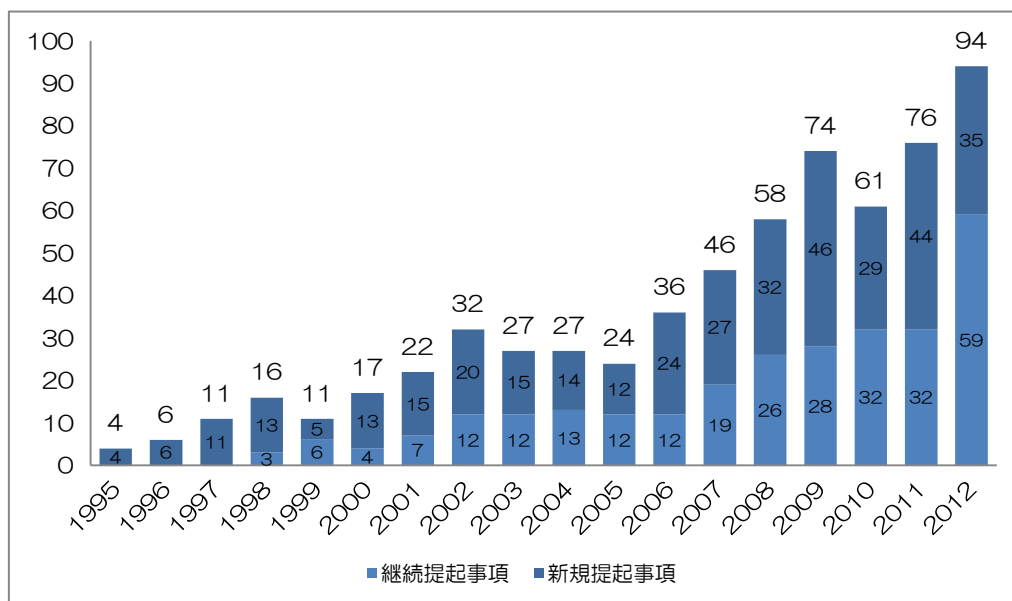
力福島第一原子力発電所の汚染水漏れ問題を受けて福島県他からの水産物を全面的に輸入禁止とした措置について日本が懸念を表明した、というものがある<sup>49</sup>。

こうした SPS 委員会における STCs の議論につき、Horn 他は、より詳細な検討を行なっている。彼らによれば、単なる情報開示請求ではなくより「紛争」に至りそうな案件のうち何らかの形で解決に至ったと考えられるのは実に約 88%に上るとし、SPS 委員会における STCs に関する議論が、(紛争解決手続に訴える前に解決されるという意味での)紛争の未然防止として十分機能していると評価している<sup>50</sup>。

### 3.4. TBT 委員会

TBT 協定においても、SPS 協定と同様、委員会の設置が規定されており、「この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会」を加盟国に提供するものとされる(第 13 条)。TBT 委員会では、SPS 委員会と同様各国からの通報のレビューを行なうとともに、3 年ごとに協定の見直しを行なっており(第 15.4 条)、さらに、「特定の貿易上の関心事項(STCs)」についても会合で議論している。ただし、STCs については TBT 協定上の明確な規定はない<sup>51</sup>。

図 3-4 TBT 委員会における STCs の提起数の推移



<sup>49</sup> 読売新聞「日本、韓国に禁輸撤回要求 水産物 WTO で不当性訴え」2013年10月17日付朝刊。日本は、①日本産水産物は国際的基準に基づいて厳格な安全管理を行なっており、②韓国の輸入禁止措置は科学的な根拠に乏しいとする日本の見解を説明したとされる。読売新聞「スキャナー 水産物禁輸 埋まらぬ溝」2013年10月25日付朝刊参照。

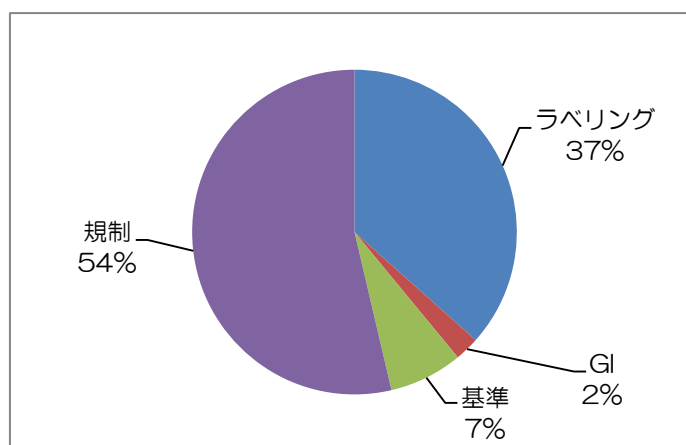
<sup>50</sup> See Henrik Horn, Petros C. Mavroidis and Erik N. Wijkström, *In the Shadow of the DSU: Addressing Specific Trade Concerns in the WTO SPS and TBT Committees*, 47 J. WORLD TRADE 729 (2013). Horn 他は、3 回以上会合で議論された STCs を「深刻な STCs (Serious STCs)」とし(123 件)、そのうち正式に委員会に「解決」が通報されたもの(46 件)、「部分的に解決」が通報されかつ 2011 年及び 2012 年の会合で議題とならなかったもの(14 件)、解決が通報されていないが 2011 年及び 2012 年の会合で議題とならなかったもの(49 件)、を「解決したものと評価(assessed resolution)」している。

<sup>51</sup> TBT 委員会においては第 1 回会合より特定の措置(STCs)について議論してきており、増加傾向にあった STCs について対応するため、会合における STCs に関する問題提起の正式な方法が 2009 年に定められた。See WTO, *Decisions and Recommendations adopted by the WTO Committee on Technical Barriers to Trade Since 1 January 1995: Note by the Secretariat*, G/TBT/1/Rev. 10 (9 June 2011), pp. 42-43.

図 3-4 は 1995 年から 2012 年末までの TBT 委員会における STCs の提起数の推移を示しているが、2012 年末までに 363 の事項が提起されており、年々増える傾向にあることが分かる<sup>52</sup>。

STCs の内訳としては、だいたい全体の約 2 割程度が農産物・食品関係であり、そのうち、規制に関する懸念表明が半分以上(54%)、ラベリングに関する懸念表明が約 4 割(37%)を占める(図 3-5)。

図 3-5 農産物・食品関係 STCs の内訳



規制に関する懸念事項としては、例えば、GMO や添加物についての規律やハラール食品認証制度などについて、その透明性や更なる情報、内容の明確化等を求めるもの等があがっている。また、ラベリングについては、GMO やオーガニック食品、アレルギー表示などのラベリング規制について、その内容の明確化等を求めるものがあげられている。

表 3-6 STCs 被提起国の内訳

国名	数
対 EU	80
対中国	42
対米国	41
対韓国	28
対ブラジル	18
対インド	18
対日本	11
その他	125
計	363

<sup>52</sup> 以下の STCs についての数字等は、2013 年に出された報告書(WTO, Eighteenth Annual Review of the Implementation and Operation of the TBT Agreement, G/TBT/33 (27 Feb. 2013))に拠る。

図 3-7 議論に費やされた会合数

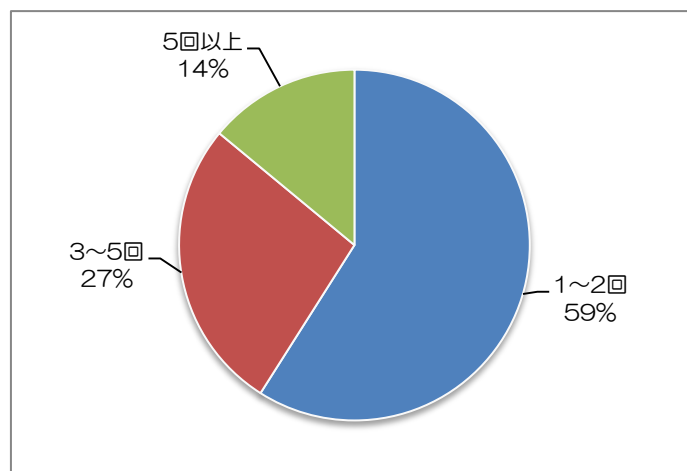


表 3-6 は、TBT 委員会における STCs の被提起国の数だが、対 EU に対する懸念の表明が突出して多いことが分かる。また、図 3-7 は、ある議題がどのくらい会合で話し合われたかということを示すものだが、1~2 回の会合で収束するものが約 60%を占めるもの(すなわち、6 割の STCs は単なる事実確認や更なる情報提供を求めたものと考えられる)、5 回以上の会合にわたって問題視され続けた問題も 14%存在することが分かる。2012 年に開催された会合で議題とされた STCs のうち、例えば、EU の REACH 規制については、2003 年以来すでに 30 回にわたり 34 カ国が何らかの形で議題としてきているが、紛争解決手続には持ち込まれていない<sup>53</sup>。また、最近紛争解決手続に相次いで提起した国が出た問題として、豪州のプレイン・パッケージ法があるが、これについては、2011 年から 2012 年にかけてすでに 4 回にわたり 27 カ国により議題になっていた<sup>54</sup>。食品関係でいえば、例えば、カナダのチーズに関する成分規格については、2007 年から 17 回にわたり議題となってきたが、まだ紛争解決手続に提起する国は出ていない<sup>55</sup>。

TBT 協定に関する STCs については、解決したかどうかを委員会に通報させていないため、どの程度の事項が解決に至っているのかは定かではない。しかしながら、2009 年に行われた 5 回目の 3 年見直しレビューの報告書においては、「特定のケースにおいては[TBT 委員会会合での議論は]特定の貿易上の関心事項に関連して加盟国間で提起された問題につ

<sup>53</sup> REACH とは、「Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals」の略であり、「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規制」を意味する。欧州域内で化学物質を製造・輸入している企業に対し、その扱う化学物質を登録する義務を課し、その登録によって収集されたデータを欧州議会が設置した ECHA(欧州化学品庁)が管理・評価することにより、人の健康や環境に悪影響を及ぼす危険物質の使用を制限したりすることになる。登録に際し、リスク評価を事業者側で行なわなければならないなど化学産業界への負担が過度になること、登録に関する条項において表現が抽象的で、場合によっては化学物質の輸出に制限が課されるような貿易制限的効果を持ちかねないなどの問題点があり、日本も TBT 委員会の場などで懸念を表明していた。外務省 HP「EU の新たな化学物質規制(REACH 規制)の動向(平成 19 年 6 月)」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/reach\\_0602.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/reach_0602.html))参照。

<sup>54</sup> 豪州のいわゆるプレイン・パッケージ法は、タバコのパッケージに関しその色を統一しタバコ健康被害を連想させる写真を掲載し各タバコ会社のロゴの使用を禁止するというもので、タバコ産業世界最大手のフィリップ・モリスが、豪州・香港投資協定に基づき投資仲裁に訴えているほか、WTO 紛争解決手続においても、ウクライナ(DS434)、ホンジュラス(DS435)、ドミニカ共和国(DS441)、キューバ(DS458)、インドネシア(DS467)が TRIPS 協定及び TBT 協定違反を訴えている。

<sup>55</sup> カナダは 2008 年 12 月にチーズの成分規格について一定の生乳を使用するように変更したが、これについて、TBT 委員会では、乳製品輸出国である豪州、NZ、米国、EU、スイスから懸念が表明されている。



いての早い段階での解決を効果的に促進した」と述べられていることから<sup>56</sup>、ある程度の案件については、紛争解決手続に訴える前に、TBT 委員会における話し合いの中で解決がなされていると推測される<sup>57</sup>。

### 3.5. その他の WTO における行政機能

WTO において意外と知られていない重要な機能として、貿易政策検討制度(Trade Policy Review Mechanism (TPRM))というものがある。TPRM はウルグアイ・ラウンド交渉の早期合意として 1988 年に取り入れられ、WTO に引き継がれた制度で、各国の貿易政策などについてお互いに審査する制度であり、貿易額の多い順に上位 4 か国(EU、米国、中国、日本)については 2 年に 1 回、次の上位 16 か国については 4 年に 1 回、そのほかの加盟国については 6 年に 1 回行なわれる。貿易政策検討制度は、その目的として、WTO 協定の「規則、規律及び約束の遵守の状況を改善し」「加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保」することによって、WTO 体制の円滑化に資することを挙げている<sup>58</sup>。審査は、審査対象国及び事務局がそれぞれまとめた報告書に基づき加盟各国からの質疑応答という形で行なわれ、審査内容は、輸入制限や関税、輸入救済法の運用、通商政策の意思決定の透明性などの単なる貿易政策にとどまらず、国内の経済規制のあり方や経済環境の現状など広く経済政策をカバーするものとなっている。TPRM では、「[WTO]協定に基づく特定の義務の実施若しくは紛争解決手続の基礎となること又は加盟国に新たな政策に関する約束を行なうよう要求することを目的とするものではない」とされ、その報告書や審査が法的拘束力を持つものではないが、加盟各国が相互にその貿易政策の WTO 整合性などをみることによって、整合的でない政策に対する修正圧力が生まれ、紛争発生 of 未然防止や紛争解決を補完する機能を持つと考えられる<sup>59</sup>。

日本に対して行なわれた直近の TPR 審査は、2013 年 2 月で、11 回目を数える。審査は、各国に日本政府が作成した報告書と事務局作成の報告書が配布され、審査 1 日目では審査対象国である日本が現状及び課題を述べたあと、各国からの質疑があり、2 日目に日本が各国から出された質疑に対する回答を行い、さらに議論する、という形で行なわれた<sup>60</sup>。なお、事務局作成の報告書では、日本経済の現状や FTA の締結状況(農産品輸出国との FTA においては農産品が数多く除外されていることなどを指摘)、関税率の状況、貿易救済措置の使用状況、などに加え、SPS 措置については、科学的リスク評価に基づいてはいるが、費用対効果分析を行っていない旨が指摘されたり、農業分野については、価格支持から所得支持への移行を行なってはいるものの、依然として価格支持が主流を占めており、他分野と比較して高関税となっていること、関税割当、所得支持、生産調整等の政府の支持を多く受け続けていることなどが指摘された。

<sup>56</sup> WTO, Fifth Triennial Review of the Operation and Implementation of the Agreement on Technical Barriers to Trade under Article 15.4, G/TBT/26 (13 Nov. 2009), para. 65.

<sup>57</sup> なお、Horn 他は、TBT 協定における STCs について、SPS 協定のそれと同様、3 回以上会合で議論されたものうち(「深刻な STCs」)、最近の 2 年間(2011-2012 年)の会合で提起されなかった案件を「解決」したものとすれば、53%の案件が「解決」に至っていると評価している。See Horn *et al.*, *supra* note 50, 752-753.

<sup>58</sup> WTO 協定附属書三 貿易政策検討制度。

<sup>59</sup> Joseph F. Francois, *Trade Policy Transparency and Investor Confidence: Some Implications for an Effective Trade Policy Review Mechanism*, 9 REV. INT'L ECON. 303, 312-313 (2001).

<sup>60</sup> 外務省 HP「2013 年対日貿易政策検討会合」(平成 25 年 2 月 25 日)

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/hogo/tptr1302/gh.html>、2013 年 1 月 21 日アクセス)参照。

TPRM は、2008 年秋のいわゆるリーマン・ショックから始まった世界金融危機に伴う保護主義の台頭への対処でも重要な役割を發揮している。WTO では、2009 年 1 月に非公式に金融危機以降の各国の貿易措置に関する報告書をまとめ、これまでに 6 回刊行されている<sup>61</sup>。また、2009 年 4 月に開催された G20 ロンドンサミットにおいて、保護主義への圧力に抵抗し、世界貿易・投資の再活性化のため、各国が行う保護主義的な措置について、WTO が他の国際機関と協働して報告書を 4 半期毎に作成・公表することが決められ、OECD および UNCTAD と共同で G20 諸国についての報告書を作成しており、2013 年 12 月までに 10 回刊行されている<sup>62</sup>。こうした報告書は、純粋に事実を示す報告書であり、加盟国に対し何らの法的義務を課すものではない<sup>63</sup>。しかしながら、このような報告書が出されることにより、各国の通商政策の透明性が高められ、各国の保護主義的措置の発動の抑止となり、ひいては紛争解決へと導く機能もあると考えられる<sup>64</sup>。

### 3.6. まとめ

以上、みてきたとおり、WTO では、通常の行政的な機能において、様々なことが行なわれ、WTO ルールが粛々と執行され、さらには、委員会の場において問題が提起されることにより、関係国が協議を重ね、説明をし合い、場合によっては措置を修正したり撤回したりすることにより、紛争を未然に防ぐ機能もあることが分かる。

また、貿易政策検討制度の活用などにより、明示的に紛争の勃発を防いでいるというわけではないが、紛争につながりかねない各国の経済規制・貿易規制措置などをお互いに監視することによっても、紛争の火種を事前に摘むことができる程度はできているのではないかと考えられよう。

## 4. 司法機能：農産物をめぐる紛争処理の実際

### 4.1. 農業・農産物をめぐる紛争処理概観

農業案件の紛争処理については、その履行の観点から内記が分析を行なっており<sup>65</sup>、本稿でもその定義等を参考として、農業・農産物をめぐる紛争処理について概観したい。まず、「農業案件」の定義であるが、「農業案件」とは、「事件の対象産品が農産物」であり、関税分類において「農場において生産される産品」を指すこととする。そして、そのような生鮮農産物の加工品については、「加工品に対する政府の支援措置がその主原料である生鮮農産物の支援措置と不可分の関係にあるかどうか」で判断される。

以下では、WTO 設立後の 1995 年 1 月から 2013 年 6 月 30 日までの間に協議要請が提起された 461 件を対象として、その内訳等を分析する。なお、このうち、複数の申立国によ

<sup>61</sup> 一連の Report to the TPRB from the Director-General on the Financial and Economic Crisis and Trade-related Developments 参照。

<sup>62</sup> 一連の Report on G20 Trade and Investment Measures 参照。

<sup>63</sup> WTO, Report to the TPRB from the Director-General on the Financial and Economic Crisis and Trade-related Developments, WT/TPR/OV/W/1 (20 April 2009), footnote 1.

<sup>64</sup> 川瀬剛志「ルール執行機関としての WTO—紛争解決手続および多国間監視の現在—」RIETI Policy Discussion Paper Series 10-P-019 (2010 年 12 月)、19-21 頁。

<sup>65</sup> 内記香子「農業案件の履行・不履行問題—統計的アプローチからの示唆—」川瀬剛志・荒木一郎編著『WTO 紛争解決手続における履行制度』（三省堂、2005 年）。以下の定義や紛争案件の数え方も内記に従っている。

## 2 (1)

って申し立てられ紛争解決手続において異なる DS 番号が振られている紛争については、パネル・上級委員会報告書が合併されて出されていても別個のものとして数えている。また、申立国が一度申し立てた紛争について再び申し立てを行っていたり、ダンピング防止措置・相殺関税措置の暫定措置について申し立てた後に最終措置についても申し立てを行なっている場合には、1つの紛争として数えている。これにより、分析対象案件数は 446 件となっている。

表 4-1 は、農業案件と非農業案件の数である。農業案件は、全案件数の 27%を占めている。また、パネル・上級委員会まで行った案件は、農業案件で 45%、非農業案件で 50%と、いずれも半分ほどがパネル・上級委員会で審理されていることになる。

表 4-1 農業案件の申立件数

	案件数		報告書発出	パネル又は 上級委員会 協議中	協議中または 終了
農業案件	121	27%	[47]	[8]	66/121=55%
			55/121=45%		
非農業案件	325	73%	[135]	[28]	50%
			163/325=50%		
合計	446		49%		51%

次に、農業案件の内訳は、表 4-2 の通りである。だいたい 3 分の 1 以上の事件で市場アクセスが問題となっていることが分かる。また、SPS 協定関係の事件も多くあることが分かる。

表 4-2 農業案件の内訳

農業案件の内訳	協議要請の数	うちパネルまで(パネル設置後 MAS 含まず)
市場アクセス	55	20
ダンピングなど	34	14
補助金	15	12
SPS	29	16
TBT	6	3
TRIPS	2	2
計	141	67

※MAS とは、mutually agreed solution の略で、当事国同士で問題を解決した場合に紛争解決機関の方に報告されるもの。パネル設置後に MAS が報告された場合には、パネル判断は当然のことながらなされない。

## 2 (1)

なお、表 4-2 では複数の協定について申立てを行なっている事件があることから、必ずしも実際の農業案件の数とは一致していない。

次に、申立国と被申立国の内訳を見ていく(表 4-3、4-4)。農業案件にしる非農業案件にしる、WTO 紛争解決手続を最も多く利用しているのは米国であり、申立件数は全体の 2 割、被申立件数は約 3 割を占める。農業案件を申し立てる国としては、アルゼンチン、オーストラリア、ニュージーランドなどが挙げられ、自国が申立てを行なった案件のほとんどが農業関連である。農業案件で訴えられる被申立国としては、米国・EU が主である。

表 4-3 申立国の内訳

	申立国	申立件数	農業案件		非農業案件
1	米国	93	29	31%	64
2	EU	84	10	12%	74
3	カナダ	32	11	34%	21
4	ブラジル	24	10	42%	14
5	インド	21	2	10%	19
6	メキシコ	19	4	21%	15
7	アルゼンチン	18	13	72%	5
8	日本	16	0	0%	16
9	韓国	14	0	0%	14
10	タイ	13	4	31%	9
11	チリ	10	2	20%	8
11	中国	10	1	10%	9
13	オーストラリア	7	6	86%	1
13	ニュージーランド	7	6	86%	1
15	ハンガリー	6	4	67%	2
16	その他	77	20	26%	57
	計	451	122	27%	329

表 4-4 被申立国の内訳

	申立国	被申立件数	農業案件		非農業案件
1	米国	126	19	15%	107
2	EU	84	34	40%	50
3	中国	31	1	3%	30
4	インド	22	7	32%	15
5	アルゼンチン	19	4	21%	15
6	カナダ	16	4	25%	12
7	日本	15	3	20%	12
8	韓国	14	7	50%	7
9	ブラジル	13	2	15%	11
9	メキシコ	13	6	46%	7
11	オーストラリア	12	3	25%	9
11	チリ	10	7	70%	3
13	その他	76	25	33%	51
	計	451	122	27%	329

すでに表 4-2 で、農業案件の内訳を見てきたが、以下では、代表的事例として、SPS 協定関連、TRIPS 協定関連、農業協定関連、TBT 協定関連の事例を見ていくことにする。なお、各事件とも、その判断の内容などすでに多くの文献で分析されていることから、事件の内容や協定の解釈適用については簡単に紹介するに留めることとする。

#### 4.2. 代表的事例①：SPS 協定関連

##### (1) EC・ホルモン牛肉規制事件(DS26/48)・米/加・譲許停止継続事件(DS320/321)<sup>66</sup>

ホルモン牛肉規制事件は、1985年12月、ECが域内の消費者の不安等を背景に成長促進ホルモンの使用禁止を行なったことに端を発するものである。1970年代に、イタリアにおいてホルモン異常の兆候がある乳幼児のケースが報告され、その原因が成長促進ホルモンを投与した牛肉の摂取にあると考えられたことから、EC域内の消費者が家畜への成長促進ホルモンの使用について強く関心を持つようになったとされる。成長促進ホルモンの使用については、域内のみならずそれを使用した牛肉の域外からの輸入も禁止されるようになったことから、成長促進ホルモンを使用している対EC牛肉輸出国が反発するようになった。

<sup>66</sup> Panel Report, *EC – Measures Concerning Meat and Meat Products (Hormones)*, WT/DS26/R/USA (adopted 13 Feb. 1998), WT/DS48/R/CAN (adopted 13 Feb. 1998); Appellate Body Report, *EC – Measures Concerning Meat and Meat Products (Hormones)*, WT/DS26/AB/R, WT/DS48/AB/R (adopted 13 Feb. 1998); Panel Report, *United States/Canada – Continued Suspension of Obligations in the EC – Hormones Dispute*, WT/DS320/R, WT/DS321/R (adopted 14 Nov. 2008); Appellate Body Report, *United States/Canada – Continued Suspension of Obligations in the EC – Hormones Dispute*, WT/DS320/AB/R, WT/DS321/AB/R (adopted 14 Nov. 2008). 本件について例えば、京極(田部)智子・藤岡典夫「SPS協定の「科学」に関する規律の解釈適用：ホルモン牛肉紛争を中心に」『農林水産政策研究』第17号(2010年)参照。

特に、最大の対 EC 牛肉輸出国である米国は、そのほとんどについて成長促進ホルモンを使用していたことから、輸入禁止措置は米欧間の大きな貿易上の問題となった。GATT 時代にも米国は紛争を提起していたが解決に至ることはなく、WTO 設立後の紛争解決手続を利用して、1996 年、米国とカナダが紛争提起したことにより、EC の措置の WTO 協定適合性が争われることとなった。パネル・上級委員会は、EC の措置は十分な危険性評価に基づいていない(SPS 協定第 5 条 1 項)等の SPS 協定違反を認定し、紛争解決機関(DSB)は EC に対し履行期間内の履行を勧告した。しかしながら、EC はその勧告には従わず米国・カナダは対抗措置として EC に対する関税譲許の適用停止の承認を申請、1999 年 7 月にその承認を得て、EC からの輸入品のうち特定のものについて従価税の課税を実施した。

その後 EC は、DSB の勧告に従うべく危険性評価を行なう目的での科学研究を実施し、それに基づいて新たに措置を設けた。しかしながら、米国・カナダは EC の措置は科学に基づいていないとして譲許停止を終了しなかったことから、EC がその終了を求めて申立てを行なったのが、**米/加・譲許停止継続事件**である。本件において EC は、対象協定に適合しないとされた措置が撤回されるまでの間においてのみ譲許その他の義務の停止が適用されるとする DSU 第 22 条 8 項などに違反すると主張していたが、実質的な問題は、米国やカナダが譲許停止を終了するために、EC が DSB の勧告を実施し、対象協定に適合した措置を本当に取っているのか、すなわち、EC が新たに行なった措置が SPS 協定に合致しているかどうか、ということであり、争点は SPS 協定への適合性の有無であった。結論として、上級委員会は、EC が協定を遵守しているかどうかについては事実認定が不足しており分析が完了できず、実質的問題は EC が原事件(EC・ホルモン牛肉規制事件)の勧告を実施しているかどうかなので、当該事件についての履行確認手続を開始すべきと勧告している。

本件については、2009 年 5 月に米欧間で覚書が交わされ、当分の間 WTO 紛争解決手続には訴えないことが合意され、EU が成長ホルモンを使わない牛肉についての関税割当を拡大することで、米側も譲許停止を終了させる、ということに落ち着いている。本件に関しては、WTO 紛争解決手続において EU 側の違反が認定されはしたものの、最終的には違反の是正が行われたかが定かではなく、結局、政治的かつ実質的な解決がなされることになる。このことが、いくら「強力な」紛争解決手続が設定されているとしても最終的には WTO 協定の実施を確保できない場合があるという WTO 紛争解決手続の限界を示すものなのか、それとも、WTO 紛争解決手続自身は、結局、当事国間の紛争の「解決」に資するものであればよいということなのか、については、判断が分かれるところであろう。

## (2) 日本・農産物検疫(コドリガ)事件(DS76)・日本・リンゴ検疫(火傷病)事件(DS245)<sup>67</sup>

**農産物検疫事件**では、日本が植物防疫法及び同法施行規則に基づき、日本国内には生息

<sup>67</sup> Panel Report, *Japan – Measures Affecting Agricultural Products*, WT/DS76/R (adopted 19 March 1999); Appellate Body Report, *Japan – Measures Affecting Agricultural Products*, WT/DS76/AB/R (adopted 19 March 1999); Panel Report, *Japan – Measures Affecting the Importation of Apples*, WT/DS245/R (adopted 10 Dec. 2003); Appellate Body Report, *Japan – Measures Affecting the Importation of Apples*, WT/DS245/AB/R (adopted 10 Dec. 2003); Panel Report, *Japan – Measures Affecting the Importation of Apples – Recourse to Article 21.5 of the DSU by the United States*, WT/DS245/RW (adopted 20 July 2005). これら 2 事件について、例えば、藤岡典夫「動向解析：食品安全・動植物検疫措置に関する WTO 紛争事例の分析 第 3 回 日本－農産物(コドリガ)事件」『農林水産政策研究所レビュー』第 19 号(2006 年)、同「動向解析：食品安全・動植物検疫措置に関する WTO 紛争事例の分析 第 4 回 日本－りんご(火傷病)事件」『農林水産政策研究所レビュー』第 20 号(2006 年)参照。

していないコドリガという害虫の侵入を防止するために設定していた、リンゴ、アンズ、サクランボ等の果実の輸入禁止解禁のために必要な検疫措置(品種別試験要求)が米国から問題とされ、1997年10月にパネル設置要請がなされたものである。1998年10月にパネル報告書、1999年2月に上級委員会報告書が出されており、いずれも、日本の措置がSPS協定に違反するものとされた。日本は、2001年8月に措置を廃止している。

リンゴ検疫事件では、やはり日本の領域内では発生していない火傷病の侵入を防止するために設定していた米国産リンゴの輸入解禁のための検疫措置(緩衝地帯の設置、年3回の実地検査、果実や容器・梱包施設の殺菌等)を米国が問題として、2002年3月に申立てが行われ、2003年にパネル報告書、同年11月に上級委員会報告書が出され、日本のSPS協定違反が認定されている。日本は2004年6月に措置を改正したが、米国は当該措置に納得せず、履行確認手続に訴え、日本政府の行なった履行措置のSPS協定違反が認定された。日本は、2005年8月に、米国の主張を全面的に受け入れ措置を再度改正して本件は決着した。

### (3) EC・遺伝子組換産品(GMO)規制事件(DS291/292/293)<sup>68</sup>

本件は、2003年5月に、ECの遺伝子組換産品の輸入承認の遅延などを問題として、米国、カナダ及びアルゼンチンが訴えたものである。遺伝子組換産品については、各国がさまざまなレベルで様々な規制を設けているが、米国などを始めとする遺伝子組換産品の生産が盛んに行われている国ではその栽培や流通についての規制は比較的緩やかになっている一方、遺伝子組換産品に対する消費者の懸念等があるECなどではその流通等は厳しく規制されているところである。ECでは、遺伝子組換産品を含む製品の市場流通について事前承認制度を設定して規制を行っていた。本件では、ECにおける遺伝子組換産品を含む製品についての新たな承認手続の停止やEC加盟国内における暫定的な遺伝子組換産品の輸入禁止措置などが問題とされた。本件は上級委員会に上訴されることなくパネル段階で終了しているが、ECのSPS協定違反が認定されている。本件の履行については、カナダ・アルゼンチンとは、履行のための合理的な期間(RPT)を延長した後、2009年7月に遺伝子組換産品の市場アクセスについて二国間協議を持つという内容の二国間合意に達している。米国は、本件に関してECの履行がなされていないことを理由として対抗措置の承認申請まで行なったが、その後対抗措置水準決定のための仲裁手続は両国の合意により停止されており、EC側の履行はされていないものの、紛争としての決着は一応ついた形となっている。

### (4) 豪州・NZ産リンゴ検疫(火傷病)事件(DS367)<sup>69</sup>

本件においては、日本・リンゴ検疫事件と同様、火傷病という病気が問題となった。オーストラリアは、ニュージーランドでの火傷病の発生を理由として、1921年以来ニュージー

<sup>68</sup> Panel Reports, *European Communities – Measures Affecting the Approval and Marketing of Biotech Products*, WT/DS291, 292, 293/R (adopted 21 Nov. 2006). 本件について例えば、藤岡典夫「動向解析：食品安全・動植物検疫措置に関するWTO紛争事例の分析 第5回 EC-バイオテク産品(GMO)事件」『農林水産政策研究所レビュー』第23号(2007年)参照。

<sup>69</sup> Panel Report, *Australia – Measures Affecting the Importation of Apples from New Zealand*, WT/DS367/R (adopted 17 Dec. 2010); Appellate Body Report, *Australia – Measures Affecting the Importation of Apples from New Zealand*, WT/DS367/AB/R (adopted 17 Dec. 2010). 本件について例えば、内記香子「【WTOパネル・上級委員会報告書解説④】オーストラリア-ニュージーランドからのリンゴの輸入に関する措置(WT/DS367/R, WT/DS367/AB/R) —科学的基礎を求めるSPS協定第5条1項の義務の射程を中心に—」RIETI Policy Discussion Paper Series 11-P-015 (2011年)参照。

ーランド産リンゴの輸入を禁止していた。ニュージーランド側は再三輸入を解禁するようにオーストラリアに要請していたが、オーストラリアはこれに応じず、ニュージーランドは2007年8月に、オーストラリアの措置は科学的根拠に基づかない等と主張してDSBに申立てを行なった。パネル・上級委員会は、オーストラリアの措置を危険性評価に基づくものではないとしてSPS協定違反を認定し、両当事国は勧告履行のための妥当な期間を2011年8月までと合意した。オーストラリアは一定の条件のもとでニュージーランド産リンゴの輸入を解禁し、それを履行措置としてDSBに通報した。これに対しニュージーランドは、リンゴの輸入が解禁されたという点については一定の評価をしたものの、オーストラリアの措置が勧告を完全に履行したものであるかどうかについては疑問を提示している。その意味では、勧告が完全に履行されたかどうかは不確定であるし、紛争が完全に解決に至ったと言えるのかについては疑問が残るところである。

#### (5) 米国・中国産鶏肉規制事件(DS392)<sup>70</sup>

本件は、中国が米国の中国産鶏肉の取り扱いを問題視して申立てを行なった事件である。米国は、中国の鶏肉等家禽類の輸出についてその検査制度が整っておらず、米国内に中国産の汚染された可能性のある食品に対する極めて深刻な懸念があるため、米国農業関係歳出法727条により、米国農務省が中国からの鶏肉等の輸出に必要な規則の制定や実施を行なうための支出を禁じていた。すなわち、本件では、検疫法等直接SPS措置に関連する法律ではない法律が問題となったことになる。この点についてパネルは、結論として当該条項をSPS措置と認め、SPS協定に基づく審理を行なっている。なお、当該条項は、時限的な予算関連法であったことからパネル手続中に失効し、申立国の中国がその後継の法律(2010年農業関係歳出法743条)をパネルの付託事項としなかったことから、途中で、いわゆる「訴えの利益」がなくなった格好となったが、パネルは審理を続け違反認定を行なっている。パネルが、対象となる法律が失効したからと言って審理を途中で止めてしまうと、1年程度で失効する法律を毎年作ることによって違反を継続することができてしまうことから、対象となる措置失効後も当該措置の違反認定を行なったことには意義があると考えられる。なお、本件においては、後継の法律において、歳出の条件として、農務省が中国産の家禽類を輸入するために必要な措置をとることを規定していたが、その要件が非常に厳しく実質的に中国からの鶏肉等の輸入は認められない形となった。

なお、中国はこのことを不満として、米国産ブロイラー製品に対してアンチダンピング税及び相殺関税をかけるという手段に出ており、米国はこの件をDSBに申立てを行ない勝訴している<sup>71</sup>。このように、ある措置の報復措置としてお互いの措置のWTO法違反を訴えあうということはしばしばみられる。有名なのは、米欧間のいわゆる大西洋案件と言われるもので、米国がバナナ輸入制度とホルモン牛肉輸入規制についてECを訴えたのに関連し、EC側が米国の措置を訴えたFSC税制事件と著作権法事件は、その意趣返しと言われている。

<sup>70</sup> Panel Report, *United States – Certain Measures Affecting Imports of Poultry from China*, WT/DS392/R (adopted 25 Oct. 2010). 本件に関し例えば、中川淳司「米国 - 中国からの家禽類の輸入に関する措置事件パネル報告」『2011年度版WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』(経済産業省、2012年)参照。

<sup>71</sup> Panel Report, *China – Anti-Dumping and Countervailing Duty Measures on Broiler Products from the United States*, WT/DS427 (adopted 25 Sep. 2013).



#### 4.3. 代表的事例②：TRIPS 協定関連

TRIPS 協定関連では、インドの医薬品等の特許保護やカナダの医薬品特許保護、米国の著作権法などの事件があるが、農業関連としては、EC・地理的表示事件(DS174/290)<sup>72</sup>が挙げられる。

本件で問題となったのは、EC が、域外の地理的表示の登録について、域内の地理的表示の登録とは異なる要件・手続を定めていた点であり、米国・豪州はこれを内国民待遇違反として訴えた。EC では、「農産品及び食品の地理的表示及び原産地呼称に関する 1992 年 7 月 14 日付理事会規則(EEC/2081/92)」により、EC 域外における地理的表示について、その地域が属する国が EC と同程度の保護制度を有し(同等性の要件)、かつ、EC の製品に対して同等の保護を供与していることを条件として(相互主義の要件)その保護を与えていたが(規則 12 条(1)等)、米国及び豪州は、これを、TRIPS 協定第 3 条 1 項違反と主張した。TRIPS 協定第 3 条 1 項は、「各加盟国は、知的所有権の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える」と規定されており、パネルは、TRIPS 協定第 3 条 1 項は国民間の差別的取り扱いを禁止しており、地理的表示に関しては関係者はほとんどの場合当該地域が属する国の国民であるから、EC 域内の地域における地理的表示と域外の地域における地理的表示との間で登録の条件や手続が異なることは、内国民待遇になるとして、EC 規則の TRIPS 協定違反を認めた。さらに、ガット第 3 条 4 項についても、特定の EC 産品について地理的表示を登録できるのに対し、EC 以外の産品については同等性及び相互主義の要件を満たさなければ登録が認められないことから、ガット違反も認定している。また、本件では、商標との関連で、登録商標と混同する恐れのある地理的表示の登録を認めていることが TRIPS 協定違反という主張もなされていたが、この点については違反を認めていない。

このパネルの判断を受けて米国・豪州は、自分たちの主張が認められたと述べた一方、EC 側も、WTO は基本的には EC の規制が WTO ルールに合致するものであると認めたと述べている。そして、EC は、本件判断を受けて、当該規則の改訂を行ない DSB 勧告を履行したとしているが、米国・豪州はそれに同意はしていない。

本件については解釈上、EC の地理的表示保護制度の産業政策や地域振興政策といった政策的意図を考えれば、国内の地理的表示制度を対象とすることがむしろ当然であり、EC が域外の地域の地理的表示の登録を認めていることは域外の地理的表示を優遇しているとみるべきで、域内を優先しているとして内国民待遇違反を問われるのはおかしいのではないか、また、域外産品について同等性・相互主義要件を課すことにより域内産品に比して差別的に取り扱っているという判断も、地理的表示保護制度の本質から見れば輸入品を不利に取り扱うのは当然であり、むしろ、同等性及び相互主義要件を課して輸入品にも地理的表示保護制度を適用し、差別的な政策の性格を緩和しているとみるべきではないか、という評価がある<sup>73</sup>。

<sup>72</sup> Panel Report, European Communities – Protection of Trademarks and Geographical Indications for Agricultural Products and Foodstuffs, WT/DS174, 290/R (adopted 20 April 2005). 本件につき例えば、鈴木將文「EC の地理的表示制度を巡る WTO 紛争に係るパネル報告書の分析」『日本国際知的財産保護協会月報(AIPPI)』第 51 巻 8 号(2006 年)参照。

<sup>73</sup> 米谷三以「EC の農産品及び食品の章表及び地理的表示の保護(DS174/290) パネル報告」『2005 年度版 WTO パネル・

また、本件を訴えた米国・豪州は、ECの地理的表示保護制度に自国産品を登録できないといった実際の不利益が生じていたわけではなく、本件の本質は、地理的表示の保護をめぐって、長い歴史を背景として多くの地理的表示を有する欧州を中心とした「旧世界」と、米国や豪州等の「新世界」の対立であった<sup>74</sup>。欧州は当然地理的表示に関し強い保護を求め、ドーハ・ラウンド交渉では自身の地理的表示の保護制度を加盟国に広げるべく非常に強力な提案を出している一方、豪州や米国はこれに反発し弱い保護を求めている。しかしながら、交渉が継続していることも背景として、紛争解決手続において、こうした地理的表示保護を巡る大きな問題に対する答えが出されることはない、ということの本件は示していると言えよう。

#### 4.4. 代表的事例③：農業協定関連

農業協定関連の代表的事例としては、輸出補助金の関連として、(1)カナダ・乳製品補助金事件、(2)EC・砂糖補助金事件、国内補助金の関連として、(3)米国・綿花補助金事件、を挙げることができる。

##### (1) カナダ・乳製品補助金事件(DS103/113)<sup>75</sup>

カナダは、酪農に関して、割当制度による生産・出荷管理、価格支持、輸入規制といった保護政策をとってきており、このうち、特別ミルク分類制度という、ミルク生産者が加工業者にミルクを販売するための制度の一部が輸出補助金に当たるとして、米国及びニュージーランドが申立てを行なったものである。本制度では、国内市場向けミルクと輸出向けミルクに分類されており、その価格等はカナダ酪農委員会(連邦レベル)と州レベルのミルクマーケティングボードによって管理されている。このうち、輸出向けミルクの価格は、国際価格が適用され、国内向け加工原料ミルクよりも低い価格が採用されていた(輸出向けミルクを購入した加工業者はそれを乳製品として輸出することになる)。これが、農業協定第9条1項(c)の「政府の措置によって行われる輸出についての支払」に当たるかどうかで争われた。パネル・上級委員会はいずれも、このような、国内ミルク生産者が輸出用乳製品加工業者に国内市場向け価格をはるかに下回る形で販売されており、政府機関と言える機関からの関与がある本制度は「輸出補助金」に当たると判断した。これを受け、カナダは制度を改訂したが、新しい制度においても、輸出向けミルクが割引価格で販売され全量を輸出に回されなければならないとされていたことから、米国及びニュージーランドは二度

上級委員会報告書に関する調査研究報告書』(経済産業省、2006年)参照。

<sup>74</sup> See Michael Handler, *The WTO Geographical Indications Dispute*, 69 MODERN L. REV. 70 (2006).

<sup>75</sup> Panel Report, *Canada – Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products*, WT/DS103, 113/R (adopted 27 Oct. 1999); Appellate Body Report, *Canada – Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products*, WT/DS103, 113/AB/R (adopted 27 Oct. 1999); Panel Report, *Canada – Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products – Recourse to Article 21.5 of the DSU by New Zealand and the United States*, WT/DS103, 113/RW (adopted 18 Dec. 2001); Appellate Body Report, *Canada – Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products – Recourse to Article 21.5 of the DSU by New Zealand and the United States*, WT/DS103, 113/AB/RW (adopted 18 Dec. 2001); Panel Report, *Canada – Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products – Second Recourse to Article 21.5 of the DSU by New Zealand and the United States*, WT/DS103, 113/RW2 (adopted 17 Jan. 2003); Appellate Body Report, *Canada – Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products – Second Recourse to Article 21.5 of the DSU by New Zealand and the United States*, WT/DS103, 113/AB/RW2 (adopted 17 Jan. 2003). 本件につき例えば、藤岡典夫「動向解析 農業補助金に関する WTO 紛争事例の分析 第1回 概説及びカナダ－乳製品事件」『農林水産政策研究所レビュー』第34号(2009年)参照。

にわたり履行確認手続に訴え、いずれもカナダの農業協定違反が認定された。最終的にカナダは、輸出補助金と判断された部分について制度を廃止し、2003年5月に当事国間合意をDSBに通報している。

### (2) EU・砂糖補助金事件(DS265/266/283)<sup>76</sup>

本件は、EUの砂糖政策により砂糖産業へ交付される輸出補助金が農業協定・補助金協定に違反するとして、豪州、ブラジル、タイが申立てを行なったものである。EUの砂糖制度では、域内で生産される砂糖が便宜上A糖・B糖に区分され、各国に割り当てられており、国内価格助成及び輸出補助金の対象となっているが、それ以上に生産された砂糖はC糖と分類され、全量が輸出に回されなければならないとされていた。このC糖についてはEUは輸出補助金を交付していないとしていたが、申立国側は、C糖生産者はA糖・B糖生産者と同一であり、A糖・B糖部分の生産については価格補助を受けていることから、C糖を平均生産費をはるかに下回る国際価格で輸出することを可能としているのは、A糖・B糖販売における利益をC糖生産の費用に充当しているから(内部相互補助があるから)であるとして、C糖は実質的に輸出補助を受けており、それはEUが約束した輸出補助金の削減水準を上回っていると主張したのである。パネル・上級委員会は、EUの砂糖制度における内部相互補助は輸出補助金に当たるとするなどして農業協定違反を認定した。

このパネル・上級委員会の判断を受け、EUは2006年2月に新たな理事会規則を採択し、砂糖制度改革を行なっている。EUの砂糖制度については、WTOでの違反認定を待つまでもなく、その手厚い保護ゆえに自身の財政を逼迫させる要因ともなっていたことから、EU内部からも批判の声が上がっていた。その意味でも、WTOにおける違反認定は、EUにおける農業改革を推進する上で好都合な「外圧」となったともいえることができる。

### (3) 米国・綿花補助金事件(DS267)<sup>77</sup>

本件は、米国の綿花ほかの農業保護政策に対しブラジルが農業協定・補助金協定違反を申し立てたものである。綿花は開発途上国においては貴重な外貨獲得手段である一方、主要な輸出国は米国であり、その保護政策により綿花の制価格が下落し、発展途上国の綿花輸出及びその経済発展を阻害してきたと非難されていた。本件においては、1996年農業法及び2002年農業法に基づき行なっていたさまざまな国内助成、輸出補助金、輸出信用保証などの農業保護政策について、ブラジルが訴えたものである。パネル・上級委員会はほぼ全面的にブラジルの主張を認め、米国の農業協定及び補助金協定違反を認定した。米国は

<sup>76</sup> Panel Report, *European Communities – Export Subsidies on Sugar*, WT/DS265, 266, 283/R (adopted 19 May 2005); Appellate Body Report, *European Communities – Export Subsidies on Sugar*, WT/DS265, 266, 283/AB/R (adopted 19 May 2005). 本件につき例えば、拙稿「動向解析 農業補助金に関する WTO 紛争事例の分析 第3回 EC – 砂糖補助金事件」『農林水産政策研究所レビュー』第36号(2010年)参照。

<sup>77</sup> Panel Report, *United States – Subsidies on Upland Cotton*, WT/DS267/R (adopted 21 March 2005); Appellate Body Report, *United States – Subsidies on Upland Cotton*, WT/DS267/AB/R (adopted 21 March 2005); Panel Report, *United States – Subsidies on Upland Cotton-Recourse to Article 21.5 of the DSU by Brazil*, WT/DS267/RW (adopted 20 June 2008); Appellate Body Report, *United States – Subsidies on Upland Cotton-Recourse to Article 21.5 of the DSU by Brazil*, WT/DS267/AB/RW (adopted 20 June 2008); Decision by the Arbitrator, *United States – Subsidies on Upland Cotton-Recourse to Arbitration by the United States under Article 22.6 of the DSU and Article 4.11 of the SCM Agreement*, WT/DS267/ARB/1 (adopted 31 Aug. 2009); Decision by the Arbitrator, *United States – Subsidies on Upland Cotton-Recourse to Arbitration by the United States under Article 22.6 of the DSU and Article 4.11 of the SCM Agreement*, WT/DS267/ARB/2 (adopted 31 Aug. 2009). 本件に関し例えば、拙稿「WTO 紛争処理制度の意義と限界—米国・綿花補助金事件からの示唆—」『日本国際経済法学会年報』第22号(2013年)参照。

## 2 (1)

措置を改訂したものの、依然として WTO 協定違反としてブラジルは履行確認手続に訴え、米国の違反が確定し、ブラジルは対抗措置の権利を得た。その後ブラジルは対抗措置対象産品リストまで公表したが、米国との二国間交渉により、直前で取りやめ、二国間で覚書及び枠組み合意を締結して、紛争は一応の解決を見た。

本件では、米国の WTO 協定違反が是正されておらず、その意味では WTO 紛争処理制度の機能不全を示す例とも言えるが、農業交渉が進展せず農業補助金の削減合意が見込めない中、WTO 紛争解決手続における違反認定を背景として、途上国たるブラジルが米国の政策変更には圧力をかけることができたという意味では重要な事例であったと言える。

### 4.5. 代表的事例④：TBT 協定関連

TBT 協定に関連した事件はこれまであまり提起されてこなかったが、2011 年以降、相次いで提起されパネル・上級委員会の判断がなされている。そのうち、農業案件として数えることができるのは、**米国・COOL 事件(DS384)**<sup>78</sup>である。

本件は、米国による原産地表示の義務化をカナダ及びメキシコが問題としたものである。米国は、2002 年農業法で、羊・牛・豚肉、魚、野菜及び果実、落花生について、小売り段階での原産地表示を義務付け、このうち魚・貝類については 2004 年から施行、その他全対象品目については 2008 年 9 月から実施し、最終規則は 2009 年 1 月に公布された(なお、2008 年農業法では対象産品が拡大され、鶏肉、山羊肉、朝鮮人参、ピーカンナッツ、マカダミアナッツが追加されている)。メキシコ・カナダはこのうち食肉について問題とし、原産地のラベリングの義務化が差別的であるとして訴えた。パネル・上級委員会は、米国の措置の TBT 協定第 2.1 条違反を認定し、米国は、DSB の是正勧告を履行すべく、より詳細な情報を消費者に提供できるような形に修正を行なった。しかしながら、カナダ・メキシコ両国はこれを不服として履行確認手続に訴えている。

本件では、米国の WTO 協定違反を訴えたカナダ・メキシコは、紛争解決手続においては勝利を得ることができたが、そもそもの狙いであった自国の輸出増を促すような規律改正を得ることができなかったという、いわば本末転倒な結果になってしまっているのが興味深い。

### 4.6. まとめ

WTO の紛争処理制度は、その手続の「司法化」の進展により、短時間で多くの国が利用するようになり、結果として多くの WTO 協定違反措置が是正されており、成果を多く出している制度となっている。紛争処理手続の司法化においては、パネル設置をネガティブ・コンセンサス方式で行なうこととした結果としてパネルが事実上自動的に設置されるようになったこと、パネル・上級委員会が法的な判断を下すようになり、そうした法的判断を含むパネル・上級委員会による報告もまたネガティブ・コンセンサス方式により事実上自動

<sup>78</sup> Panel Report, *the United States – Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements*, WT/DS384, 386/R (adopted 23 July 2012); Appellate Body Report, *the United States – Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements*, WT/DS384, 386/AB/R (adopted 23 July 2012). 本件につき例えば、石川義道「米国・原産地表示事件の分析(上・下) TBT 協定 2 条 2 項の必要性要件の検討を中心に」『国際商事法務』第 41 号 4・5 巻(2013 年)参照。

的に採択されるようになったこと、被申立国(WTO 協定違反国)に対しては、このパネル・上級委員会の報告を受けて出される DSB 勧告の遵守が義務付けられていること等を中身として<sup>79</sup>、ほかの国際社会における紛争解決制度に例を見ないほどの利用度と結果となっている。

しかし、一方で、すでにみてきたように、すべての紛争が違反是正という“円満な”「解決」に至っているわけではなく、パネル・上級委員会で違反認定が出され、DSB から違反措置に関する是正勧告がなされても、その履行までに多くの時間がかかったり、結局履行がなされない案件というのも出てきている。上記で紹介したとおり、カナダ・乳製品事件では、紛争解決手続への訴え開始から措置の撤廃までに実に足掛け 7 年が費やされているし<sup>80</sup>、ホルモン牛肉紛争では、結局 EU 側が措置を修正し、違反を是正する、という結果にはなっていない。さらに、綿花補助金事件においても、米国は未だに法律改正を行っていない。

こうした点を捉え、WTO における紛争処理の実効性を不安視する向きもある。すなわち、DSB による勧告の履行が行なわれないことにより、WTO における紛争解決手続自体の信頼性が揺るがされることになり、その実効性と正当性を危ういものにしかねないという懸念である<sup>81</sup>。しかし、実際には「不履行」の事案はかなり少なく、どこまで懸念すべきかという問題がある<sup>82</sup>。また、パネル・上級委員会による司法判断の履行よりも、当事国間における紛争の「解決」という観点から見た場合、違反が勧告された措置が継続していたとしても、当事国が「解決」に合意するのであれば、WTO としては「問題の満足すべき解決」が得られたとして是認するものであると考えられる。また、前章で述べたとおり、「紛争の解決」という観点からは、通常の委員会・理事会活動における紛争の未然防止機能も重要な役割を担っていることを見逃すべきではないだろう。

## 5. おわりに

本稿においては、農業・農産品・食品に関連する部分を中心に、WTO における交渉機能、委員会などの行政的機能、紛争処理機能を見てきた。現在行われているドーハ・ラウンド交渉については、農業交渉での合意頓挫以来交渉が事実上凍結されてきたが、昨年末のバリ閣僚会議において WTO 発足以来初めて全加盟国による合意がなされた。とは言え、多くの分野が未解決のままであり、ドーハ・ラウンド全体の合意には程遠い。しかしながら、ドーハ・ラウンド交渉が終結しないからと言って、WTO が機能していないわけではなく、

<sup>79</sup> WTO 紛争処理制度の「司法化」について、たとえば、米谷三以「WTO 紛争処理手続が果たすべき役割—『司法化』に潜む危険性と提案—」『日本国際経済法学会年報』第 8 号(1999 年)、小寺彰『WTO の法構造』(東京大学出版会、2000 年)、岩沢雄司「WTO 紛争処理手続の国際法上の意義と特質」日本国際法学会編『日本国際法の 100 年 第 9 巻 紛争の解決』(三省堂、2001 年)等を参照。

<sup>80</sup> 本件について内記は、その長期にわたる紛争継続の理由を、パネル及び上級委員会の判断の説得性の有無にあったとしている。内記香子「農業案件の履行・不履行問題」川瀬剛志・荒木一郎編著『WTO 紛争解決手続における履行制度』(三省堂、2005 年)参照。

<sup>81</sup> 川瀬、前掲注 1 参照。

<sup>82</sup> Colares は、紛争解決手続に訴えられた事案は 8~9 割の確率で申立国が勝訴するが、履行されないという事案はまれで、「履行問題」は実際にはそれほど大きな問題ではないのではないか、また、「履行」されないことも実は制度にとって必要な「抜け穴」として重要なのではないかと述べている。See Juscelino F. Colares, *The Limits of WTO Adjudication: Is Compliance the Problem?*, 14 J. INT'L ECON. L. 403 (2011).

各種理事会や委員会の活動・紛争処理機能を見れば、世界貿易システムの基礎としての機能は十分に果たしていると言える。

また、昨今、WTOの終焉、地域貿易主義の台頭、という形で、WTOよりもFTAを重視する論者が増えてきている。確かに、二カ国ないし数カ国で柔軟な合意が可能なFTAは、WTOにおけるラウンド交渉が動かない中、各国にとって有用な解決策であろう。しかし、ここで忘れてはならないのは、全てのFTAの基礎はWTOルールにあるということである。WTOは決して「終わった」わけではなく、世界貿易の土台としての役割は常に果たし続けているのである。一方で、問題は、現在WTOのマンデートには含まれていない「新たな事項」をどうやって全体のルールにしていくか、ということであろう。世界経済は、いまやメガリージョナリズムの時代に突入している。現在、日本・米国・アジア・豪州などで交渉中のTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)に加え、米・EU間で交渉中のTTIP(環大西洋貿易投資パートナーシップ)、更には日本が交渉を進めている日・EUEPA、日中韓FTA、RCEP(東アジア包括的経済連携)等が実現されれば、こうした広域FTA間で形成されるルールが事実上のグローバル・ルールとなって行くことは想像に難くない。こうしたルールをいかにWTOに組み入れていくのか、ということが今後の課題となろう。そして、現在世界で展開されている国境を超えた資源・半製品・製品の移動と生産、消費の活発化は、単なるモノの貿易の自由化を超えて、投資の自由化・円滑化、競争法などの各国の国内法制度の調和など、これまでのWTOでは対応できない経済政策の調和を求めるものとなっている。このような新たな時代に対応した規範形成機能をWTOが今後持っていかなければ、世界経済秩序におけるWTOの重要性は低下していくことになろう<sup>83</sup>。こうした時代の要請に対応すべく、WTOにおいても、何らかの性格変容が必要となってくるのではないだろうか。

---

<sup>83</sup> 中川、前掲注33、207-211頁。